会員行動目標

平成１８年１１月

社団法人 日本電設工業協会

平成１８年１１月
(社)日本電設工業協会

会員行動目標

～　公正かつ適正な事業活動の実現に向けて　～

日本電設工業協会及び各会員は、今日の経済、社会を支える基幹エネルギーともいうべき「電気」の安全、かつ効率的な利活用を目指して、積極的な活動に努めている。

とりわけ近年、電気の高度な利用が一段と進み、電気設備の重要性が強く認識されつつある中で、その事業活動は、電気設備の建設、保守管理、さらには高度な技術を有する人材の育成など、広範、多岐にわたっている。

また、電気は今や、国民生活や、企業活動等に直結するライフラインともなっており、その適正維持は、当協会及びその会員にとって、重要な社会的責務であると認識しなければならない。

一方、企業社会は一段と成熟、発展しつつあって、当協会及び各会員に対し、この重要な社会的構成員として、法令遵守を基本としつつ、社会性豊かな、そして高い倫理性に立った事業活動が、強く要請されている。

こうした観点から、電気設備工事業の健全な発展を期し、協会として「会員行動目標」を以下のとおり策定する。会員は、この行動目標を基本に、社会、経済各方面から高い評価と厚い信頼をいただけるよう、一層公正かつ適正な事業活動の推進に努めるものとする。

第一　法令等の社会ルールを守る

1．事業者倫理に則った公正な事業活動

社会を構成する一員として、事業者倫理に則って公正な事業活動を行う。また、これに必要な体制の整備に努めるものとする。

2．関係法令の遵守の徹底等

電気設備工事業全般に関係が深い建設業法、電気工事業法、労働安全衛生法等にかかる立法の精神に沿って、厳正な法令遵守に努める。

特に工事の入札に関しては、独占禁止法等諸法令に違反して入札の公正・公平を阻害する行為を行わない。また、社会から疑惑を持って見られかねない組織に加わらない。

3．政治、行政との健全な関係の確保

政治、行政との健全な関係の確立に留意する。いかなる場合にあっても、贈賄行為や政治資金規正法等に違反する行為を行わない。

4．反社会的勢力の排除

企業を取り巻く反社会的勢力からの不当な要求に応じない。問題が発生した場合又はその虞がある場合には、速やかに警察の協力を求める。また、反社会的勢力を利用する行為は絶対に行わない。

第二　適正な事業活動を通じて社会的使命・役割を遂行する

1．良質な製品・サービスの提供

顧客や社会の期待と信頼を直視し、生産性の向上や品質の改善を図り、適正価格で良質な製品・サービスの提供を行う。これに必要な経営の合理化、技術開発の促進、生産システムの改善、人材の確保・育成、安全対策の強化等に努める。

2.適正で節度ある市場競争の展開

良質な製品･サービスの提供と電気設備工事業の健全な発展を実現するため、コストを度外視した安値受注（いわゆるダンピング受注）は行わない。また、技術力、施工能力等を考慮し、経済合理性に立った節度ある受注活動を行う。

3.電気設備工事における分離発注の拡大

独自の技術･施工体制を有し、高度な専門分野を形成している電気設備工事分野において、顧客ニーズへの対応、品質の確保、施工責任とコストの明確化等の観点から合理的な分離発注が拡大されるよう､関係各方面に対し積極的に働きかけを行う。

4.建設生産関係者との公正で合理的な関係の構築

建設生産におけるあらゆる関係者（顧客、設計･工事監理者、元請事業者、下請事業者、資機材事業者等）との公正で合理的な関係の構築に努める。

5.情報開示及び社会各層とのコミュニケーションの展開

事業活動に関わる必要な情報開示を行うほか、顧客、株主、マスコミなど社会各層とのコミュニケーションを積極的に行う。

6.環境問題への取組み強化

事業活動全般にわたって公害防止、省エネルギー化、廃棄物の削減･適正処理･リサイクルに努め、地球環境問題を含めた様々な環境問題への取組みを強化する。

7.社会貢献への努力

あらゆる事業活動が社会に支えられているとの認識に立ち、「良き市民」として社会から厚い信頼を受けることは、緊要である。このため、各会員は、事業活動の各面において積極的な社会貢献に努める。

「会員行動目標」添付資料リスト

第一　法令等の社会ルールを守る

１. 事業者倫理に則った公正な事業活動

資料１「公正な事業活動の推進について」

（平成１８年１月２７日　会員代表者あて
(社)日本電設工業協会会長名発信文書）

資料２「公正かつ適正な事業活動の推進への一層のご留意について」

（平成１８年５月１９日　会員代表者あて
(社)日本電設工業協会会長及び各支部長連名発信文書）

資料３「公正かつ適正な事業活動に関する「推進会議」の設置について」

（平成１８年７月２６日　(社)日本電設工業協会理事会承認）

資料４「企業に対する認識」

（第９回生活者の“企業観”に関するアンケート結果報告書
２００６年１月　(財)経済広報センター）

２. 関係法令の遵守の徹底等

資料５「企業活動とコンプライアンス」

（(財)経済広報センター「経済広報」２００２年１２月号転載）

資料６「独占禁止法に関する企業コンプライアンスについての
アンケート調査結果（概要）」

（企業におけるコンプライアンス体制について調査結果
平成１８年５月　公正取引委員会）

資料７「公共的な入札に係わる事業者及び事業者団体に関する
独占禁止法上の指針（概要）」（入札ガイドライン）

（平成６年７月　公正取引委員会）

３. 政治、行政との健全な関係の確保

資料なし

４. 反社会的勢力の排除

資料８「暴力団対策の手引（抜粋）」　（(財)建設業適正取引推進機構）

第二　適正な事業活動を通じて社会的使命・役割を遂行する

１. 良質な製品・サービスの提供

資料４（前掲）

２. 適正で節度ある市場競争の展開

資料９「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」
（国土交通省通達　平成１５年２月１０日）

資料１０「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」
（国土交通省通達　平成１８年４月１４日）

資料１１「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要」
（平成１７年５月１３日　中央建設業審議会 入札契約の適正化に関する検討委員会　第６回配付資料）

資料１２「公共工事における不当廉売に対する公正取引委員会の対応」
（平成１７年５月１３日　中央建設業審議会 入札契約の適正化に関する検討委員会　第６回配付資料）

３. 電気設備工事における分離発注の拡大

資料１３「平成１８年度会員大会決議（抜粋）」
（平成１８年９月　(社)日本電設工業協会）

資料１４「市町村における分離発注の現状と今後の方針調査結果」
（平成１８年９月　(社)日本電設工業協会）

４. 建設生産関係者との公正で合理的な関係の構築

資料なし

５. 情報開示および社会各層とのコミュニケーションの展開

資料４（前掲）

６. 環境問題への取組み強化

資料１５「環境問題とその対策（抜粋）」
（平成１５年３月　(社)日本電設工業協会安全・環境委員会）

資料１６「電気設備工事業のためのＩＳＯ１４００１導入ガイド（抜粋）」
（平成１５年５月　(社)日本電設工業協会安全・環境委員会）

７. 社会貢献への努力

資料１７「「経営事項審査の事務取扱いについて」の一部改正について」
（国土交通省通知　平成１７年１２月１６日）

資料１８「電業協会等と地方公共団体等との防災協定の締結状況」
（平成１８年１１月　(社)日本電設工業協会調べ）

資料１「公正な事業活動の推進について」

電設協１８第７号
平成１８年1月２７日

会員代表者　あて

社団法人　日本電設工業協会
会　長　　平　井　貞　雄

公正な事業活動の推進について

拝啓　時下ますますご清栄の段、お慶び申し上げます。

平素は当協会の事業運営に対しまして、格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、電気設備工事業は電気設備の構築、管理を通じて国民生活や経済社会に関わるあらゆる活動のライフラインを担うという重大な使命を帯びております。このため、当業界においては弛みない努力により生産システムの改善、技術開発、人材の確保・養成等を行い、社会の多様な期待に応えてまいりました。

今日わが国では、事業活動において公正さを確保することが強く求められるようになっており、電気設備工事業の各事業者及び事業者団体においても、適正な市場競争の推進、品質の確保、環境の保全等の要請を十分認識のうえ行動することが望まれるところであります。

しかしながら、近時、建設事業を巡って様々な不祥事が発生していることにより、顧客や社会一般からの建設事業及び建設業全体に対する信頼が損なわれていることは由々しきことであります。

ついては、加盟企業・団体におかれましては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）の一部を改正する法律の施行、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の施行などの状況をご勘考いただき、法令順守の徹底はもとより、事業者倫理に則ったコンプライアンス体制の確立に向けて特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

資料２「公正かつ適正な事業活動の推進への一層のご留意について」

電設協１８第５１号
平成１８年5月１９日

会員代表者　あて

社団法人　日本電設工業協会
会　　長　平井貞雄
北海道支部長　遠藤　健
東北支部長　鷲尾幸司
北陸支部長　倉　久俊
関東支部長　小島兼芳
東海支部長　野田泰弘
関西支部長　中谷修己
中国支部長　加藤義明
四国支部長　栗田　昂
九州支部長　河部浩幸

公正かつ適正な事業活動の推進への一層のご留意について

謹啓　時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会の事業運営に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、一連の談合事件や耐震偽装問題などを背景に、公正な事業活動を求める社会、経済の各方面からの期待は、ますます強くなってきております。当協会としても、こうした状況を厳正かつ真摯に受けとめ、去る１月に公正な事業活動の推進について、会員各位に対し、特段のご留意をいただくよう文書をもってお願いをいたしました。すでに会員の皆様におかれては、積極的な対応が図られつつあると聞いております。

一方で、この問題をめぐって、最近におけるマスコミの論調や、社会、経済各方面の考え方は、公正、健全な社会、経済の確立に向けて、並々ならぬ決意が示されております。又、電設協に対して、会員会社から一段の強力な対応を求める声も寄せられております。

こうした動きは、時代の要請として当然のことと考えるべきであり、又、個々の企業における社会性の有無こそが、その企業の存立、発展の条件ともなってきている今日、公正な事業活動の推進こそが極めて重要な企業責務であると考えます。こうした観点から、さらに一層この問題への取り組みに留意しなければならないと考えます。

つきましては、会員各位におかれては、一月に要請申し上げた文書「公正な事業活動の推進について」の主旨に則り、疑惑をもって見られかねない事業慣行等を強い決意により廃するなど、さらに一層厳正、強力な対応をはかられるよう、協会本部及び各支部として改めてお願いするものであります。

又、当協会としても、会員各企業、団体においてこうした公正な事業活動の推進、一層の定着化が促進されるよう、協会活動の各面において、従来よりも一歩も二歩も踏みこんだ、積極的な役割を果たしていきたいと考えます。

すなわち、公正な事業活動の適正な推進に資する組織面での整備や、協会加入の各企業、団体に期待する行動規範などを明確にし、さらには、これらを支える啓蒙活動を積極的に進めるなどに努めることとします。

（参考）別紙「公正かつ適正な事業活動の推進に関する今後の取組み方向」にこれらの概要を示してあります。

会員各位におかれては、以上申し述べてきた諸点について、色々ご事情があり、難しい点もあろうかとは存じますが、なにとぞよろしくご理解いただき、ご協力下さいますよう、重ねてお願い申し上げます。

謹白

［別紙］公正かつ適正な事業活動の推進に関する今後の取組み方向

①「公正かつ適正な事業活動に関する推進会議」（仮称、以下「推進会議」という。）の設置

推進会議は、公正かつ適正な事業活動を推進するために必要な課題を検討し、これを推進する。又、協会活動の社会性重視という観点から、従来にも増して、社会貢献などの各面に積極的に関与していくこととし、必要な諸施策を検討する。

②「正会員行動規範」の策定

電設協の正会員たる企業会員及び団体会員の行動規範を、平成18年度内を目途に策定する。各会員は、この行動規範を厳正に遵守し、社会から寄せられる多大の期待に応える協会活動を確立する。

③社会一般から疑惑をもって見られかねない組織や会合への不参加

事業活動の公正さを確保するため、電設協に加盟する正会員各社は、業務全般に亘って見直しを行い、社会一般から疑惑をもって見られかねない組織や会合、さらには活動などに既に参加している場合には、速やかに脱退することとし、また、今後もこれらに参加しないこととする。

④公正かつ適正な事業活動の推進に関する啓蒙活動の実施

当協会が目指す顧客価値の増大、創造を基本として、公正かつ適正な事業活動の推進に努めることとし、各会員に対し、必要な啓蒙活動を行う。このため、様々な機会をとらえて建設市場の趨勢、法令、諸制度の改正などにつき、必要な情報提供を行うほか、今日、社会的に関心が高まっている品質確保の重要性や、あり方について、一層高度の取組みを、各社に協力依頼する。

⑤地域における取組み

電設協本部の取組みと並行して、各支部、電業協会等においても、地域性を踏まえて、公正かつ適正な事業活動の推進に関する取組みを行う。

以　上

資料３「公正かつ適正な事業活動に関する「推進会議」の設置について」

平成１８年７月２６日
(社)日本電設工業協会

「公正かつ適正な事業活動に関する推進会議」の設置について

「公正かつ適正な事業活動の推進への一層のご留意について」(電設協１８第５１号)の別紙に示された「公正かつ適正な事業活動の推進に関する今後の取組み方向」に基づき、表記会議(以下「推進会議」という。)の設置について下記の通り定める。

記

1　設置目的

電設協並びにその正会員たる企業会員及び団体会員が、公正かつ適正な事業活動（社会貢献に関する活動を含む。）を推進するために必要な事項を総合的に審議し、合意されたものを理事会に提案して具体化を図る。

2　組織、メンバー（別紙参照）等

①　推進会議は、会長、副会長、支部長、委員長（委員会規程別表に定める委員会の委員長をいう。)及び一部電業協会等の会長で構成する。なお、推進会議には必要に応じ外部有識者の参加を求めることができるものとする。

②　推進会議の座長は会長とする。座長は推進会議の審議を掌理する。

3　その他（検討方法、情報収集等）

①　推進会議は、各支部及び電業協会等における公正かつ適正な事業活動（社会貢献に関する活動を含む。）の推進に関する取組み状況の把握に努めるものとする。

②　推進会議は、外部専門家の意見を聞くことができるものとする。

③　推進会議の運営に関して本文書に定めのない事項は、委員会規程を準用する。

「公正かつ適正な事業活動に関する推進会議」名簿

座長	平井貞雄	会長
	小島兼芳	副会長、関東支部長、経営企画委員会委員長、(社)東京電業協会会長
	野田泰弘	副会長、東海支部長、(社)愛知電業協会会長
	中谷修己	副会長、関西支部長、政策委員会委員長 (社)大阪電業協会会長
	塩谷章	副会長、運営委員会委員長
	馬田榮	副会長、出版委員会委員長
	遠藤健	北海道支部長、(社)北海道電業協会会長
	鷲尾幸司	東北支部長
	倉久俊	北陸支部長、(社)富山電業協会会長
	加藤義明	中国支部長、(社)広島電業協会会長
	栗田昂	四国支部長
	河部浩幸	九州支部長、(社)福岡電業協会会長
	井上健	技術・安全委員会委員長
	八幡欣也	資材委員会委員長
	髙橋文夫	山形県電業協会会長
	内藤幸一	(社)神奈川県電業協会会長
	中島鹿三	(社)滋賀県電業協会会長

［順不同、敬称略］

(注) 今後必要に応じ、外部有識者の参加を求めることがある。

資料４ 「企業に対する認識」

【2】「企業に対する認識」

(4) 企業が、これまで以上に社会からの信頼を勝ち得ていくためには何が重要だと思いますか。

【全員に質問（有効回答数：3,363人） 3つまでの複数回答】

＜全体＞

― 「本業に徹する」が78％ ―

◆ 全体では、「本業に徹する」と回答した割合が最も高く78％であった。
◆ 次いで回答割合が高かったのは「社会倫理に則した企業倫理の確立・順守」で、全体の50％であった。
◆ 「メセナやフィランソロピーなどへの取り組み」と回答した割合は、2％と低い結果であった。

全体

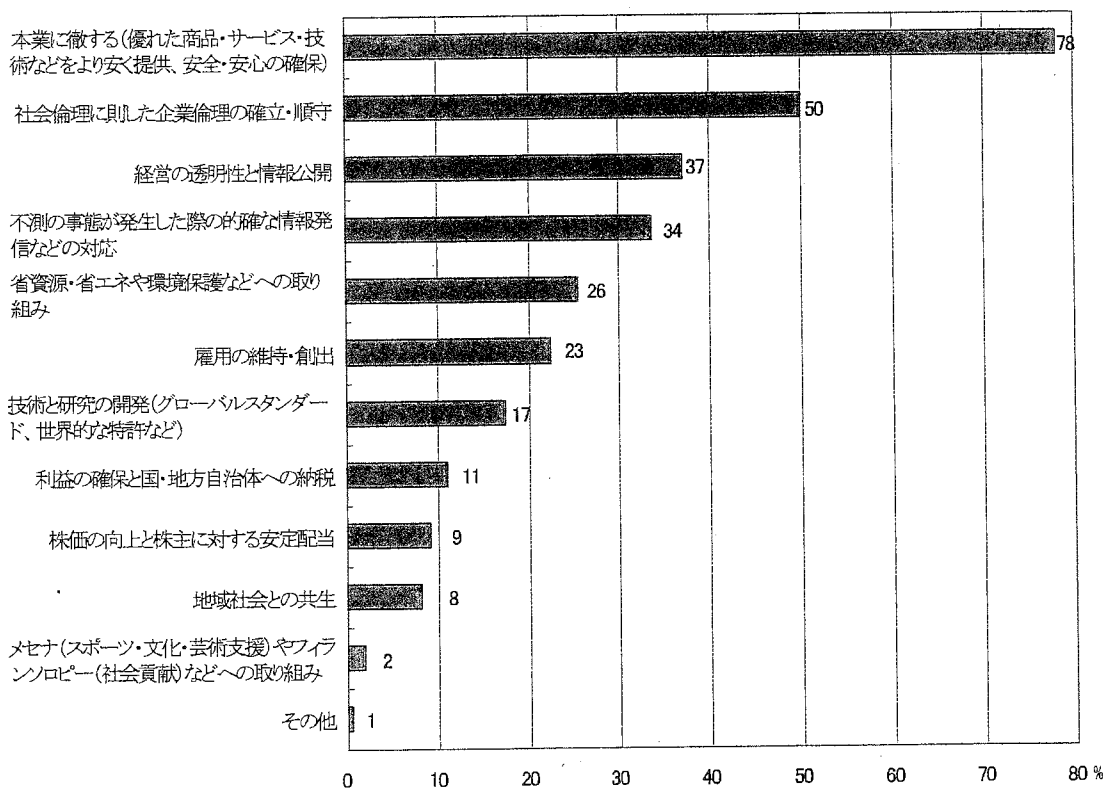

■ 調査の概要／調査の実施機関（財）経済広報センター
（1）調査名称：第９回生活者の“企業観”に関するアンケート
（2）調査対象：財団法人経済広報センターに登録している社会公聴会員 4,680 人
（3）調査方法：郵送またはインターネットによる回答選択方式および自由記述方式
（4）調査期間：2005 年 11 月 19 日～12 月９日
（5）有効回答：3,363 人(71.9％)

特集 危機管理

前号に引き続き、今月号も「危機管理」についての記事を掲載します。弁護士の中島茂氏、米国の大手広報エージェントであるゴリン／ハリス インターナショナルのキース・バートン上級副社長に、お話を伺いました。また、メディア・トレーニングに詳しいヒル アンド ノウルトン ジャパンのアドバイザー、川村秀樹氏に原稿をお願いしました。

企業活動とコンプライアンス

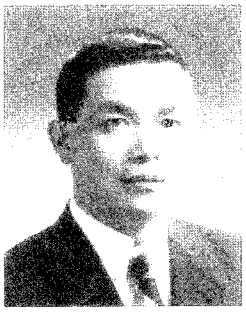

中島（なかじま）　茂（しげる）
（中島経営法律事務所・代表弁護士）

最近の不祥事の特徴

(1) 消費者の軽視

最近の不祥事の背景に、まず「消費者軽視」がある。

2000年６月に起きた乳業会社の食中毒事件は、広報的にみると大きく学ぶべき点がある。大阪工場のバルブの汚れ、露天作業など、いろいろな事実が報道された。しかし、調べてみると、北海道の工場で2000年３月に３時間の停電事故が起きたことが原因だった。私は、広報活動には「起承転結の法則」があると思っている。「2000年３月31日に３時間の停電事故があり、材料の冷蔵ができず、その間に雑菌が混入した。これを原料としたものが一部の工場で使用され、これらのロットについて問題が発生した。本日、この時点からリコールを開始する」と起承転結を盛りこんだリリースを出しておけば、原因はすべてわかり、あれほどの報道にはならなかったと思う。原因が何かを解き明かしていく「スリルとサスペンス」が、日本中を沸かせたのだ。起承転結が完結したプレスリリースを出していると、意外にベタ記事になったりするものだ。

ところで、このケースで言えば、31日の停電事故への対処が最も問題だ。雑菌混入の可能性がトップに伝えられていれば、少なくとも当該ロットを処分する判断ができた。報告が上がらなかったことが問題だ。なぜ報告されなかったのか。やはり消費者軽視だと思う。少しでも懸念のあるものは消費者の口に入れてはいけないという意識が社内に浸透していれば、報告したはずだ。

自動車のリコール隠しについても、会見で聞いたのは「部品メーカーがつぶれるから」という理由だった。ユーザー軽視だと言われても仕方がない。牛肉偽装事件も同様だ。

今回の一連の不祥事を教訓に、あらゆる企業は「お客さま」のことを考え直すべきだと思う。ところが、多くの企業にとって、「お客さま」とは消費者ではなく取引先を指すようだ。流通から欠品は困ると言われ、回収せずに出してしまうケースもある。

(2) 地域社会の軽視

大手メーカーの工場で爆発事故があったとき、記者会見で開口一番に会社側が発したのは、「納品体制は大丈夫」という内容だった。

（転載）（財）経済広報センター「経済広報」2002年12月号

その事故で、付近の40軒を超える民家に被害が出ていたのに。地域社会への配慮が後回しになってしまった。また、電力会社の自主点検結果に関する問題も、同じ観点で社会からとらえられている。地域社会をどう思っているのか、と。

(3) ルールの軽視

水産物の違法輸入事件がルールの軽視の典型だ。別の産地の水産物をセネガル産と偽り、280回にわたり違法に輸入した。担当者は上司に「そこまでやるのか？」と尋ねたが、「黙ってやれ」との返事だったという。現場は直属の上司に逆らえない。これが、「ルールの軽視」の背景にあると思う。牛肉偽装事件もルールの軽視といえる。

なお、2002年1月23日の事件は、リスクマネジメントの観点で非常に考えさせられるものがあった。コンプライアンス違反で企業が解散し、消滅した。われわれは、彼らの残した教訓を、生かして受け継いでゆかねばならないと考えている。他社で起きたことは当社でも起きうる、と考えなければならない。

(4) 内部告発

この2年間の動きを見ていると、不祥事発覚の99%は内部告発による。自動車のリコール隠し事件の際は、運輸省（当時）に対して、「何階のどのキャビネットに資料が入っているか」を伝える詳細な内容の電話がかかってきたという。最近のハム・ソーセージ事件も、報道によれば、7月31日に「輸入肉を国産としているが違法でないか」と電子メールが届いたという。翌8月1日に、偽装を裏付ける伝票がＦＡＸで送信された。2日には、コード番号を付け替えたことを示す決定的な証拠が郵送されてきた。こうして3回にわたり、告発が行われた。これは、この数年間のいろいろな不祥事を象徴している。

乳業会社の食中毒事件で、トップがバルブに汚れはなかったと言っている脇から「10円玉大の汚れがあった」と指摘していることも、ひとつの内部告発として理解すべきだ。広報の調整不足、という問題ではないと認識すべきだろう。

コンプライアンスと法令

(1) コンプライアンスの意味

コンプライアンスと法令、そして広報との関係を見ていきたい。

コンプライ（Comply）とは、「要求に応じる」ことを指す。They complied with our demands（彼らは我々の要求に応じた）と使われる言葉だ。要求、要望、期待に応じることがコンプライであり、名詞になったのがコンプライアンスである。企業にとって要求に応えるべき相手方は誰か。消費者、従業員、地域社会、株主であろう。そして、これら4つの利害関係者の優先順位には、企業の「価値序列」が関係する。例えばリコールをすると、株主への配当利益が減る。従って株主の期待はリコールしないことかもしれない。しかし、消費者の期待は「安全な商品の提供」である。少しでも懸念があるならばリコールして欲しい、となる。利害は対立する。このとき、消費者をとるか、株主をとるか。

この問いに明確に答えている例が、ジョンソン・アンド・ジョンソンの「我が信条」だ。第1に消費者、第2に従業員、第3に地域社会、第4に株主、と明確に順序づけ、それぞれに対する責任に応えていくことを明確に表現している。良くできたコンプライアンス規程だと思う。

(2) 2つの「ズレ」

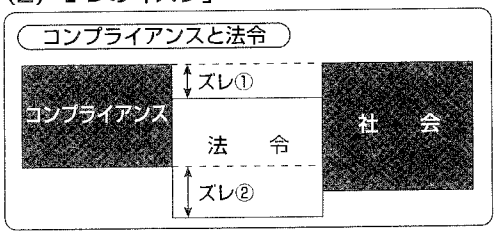

（転載）（財）経済広報センター「経済広報」2002年12月号

私が考えるコンプライアンスの概念を図にすると、前ページのようになる。

この「コンプライアンス」の中に、消費者、従業員、地域社会、株主への4つのコンプライアンスが入る。問題は、コンプライアンスと法令の要求の高さがズレていることだ。ズレ①の場合、法令がコンプライアンスのレベルに達していない。ある清涼飲料会社が飲料のリコールをした。果汁成分が殺菌工程で焦げ付いて、黒い粒になって混入している。「おこげ」なので、味覚、品質に問題はなく、飲用による健康への影響はまったくないという。しかし、外観上、消費者に不快を与える可能性があるので、回収することにしたという。食品衛生法の定義「人の健康を害う虞」はなく、法令には違反しない。雑菌の混入などとは区別される。ところが、コンプライアンスの観点からは、「不快」を与える時点で回収することが期待される。法令の要求以上のものがコンプライアンスの範囲になっている。他方、社会（広報の相手方）は、コンプライアンスと同じ高さのレベルを求めている。従って、弁護士として私もクライアントに対し、健康被害がなくても見た目が良くない製品はリコールするように薦めたケースがある。

このズレ①の場合、広報としては対応がラクなのではないか。法律はそこまで要求していないが、「ご不快のないように回収します」というと、プラス評価にもっていくことができる。

ズレ②の場合がむしろ問題になる。法令が時代遅れで、コンプライアンス以上のことを要求しているケースだ。電力会社の自主点検結果に関する問題は、コンプライアンスに課題を投げかけている。検査基準が「どんな微細なヒビも報告するように」となっている一方で、現場では、安全性に問題ないから……と報告されずに眠ってしまった。こうなると、広報の立場は苦しい。結論的には規程が「悪法」である。「新品の安全基準」と「運行時の安全基準」がまったく同じであるのは不合理、とも考えられる。しかし、広報としては、それは言えない。世間から見れば、悪法も法に違いない。安全（コンプライアンス）面では要求を満たすが、法令がそれ以上のことを要求している場合、世論は、コンプライアンス以上のことを要求（批判の対象とする）することに留意してほしい。

コンプライアンス体制を整えるための10カ条

最後に、コンプライアンス体制を整えるための10カ条を提案したい。

①コンプライアンスの意味の徹底

「コンプライアンス＝法令遵守→賭博禁止、茶髪禁止」というレベルでとらえ、コンプライアンスの本来の意味を誤っている人がいる。「お客さまの期待に応える」というシリアスな意味を持つことを徹底して認識することが大前提になる。

②明解な「コンプライアンス規程」の制定

大きく4章（消費者、従業員、株主、地域社会）に分け、それぞれに明解な規程を置く。「200カ条」など膨大な規程を置いてはいけない。

③コンプライアンス専門組織の設置

コンプライアンス部門は企業防衛の中枢的存在なので、独立性をもった専門組織が必要になる。なお、社長直轄のケースが多いが、社長自身が違法行為を行っていることもありうるので、課題が残る。

④コンプライアンス・ホットラインの設置

10カ条の中でメインになる。内部告発の受け付けをオンブズマンなどに任せるのでなく、企業自身が窓口を整備することが重要だ。自助努力で企業改革を実践する限り、ホットラインは必須のアイテムである。

⑤コンプライアンス違反処理手続きの完備（問題発見→事実の確認→対処→再発防止策の提案）

（転載）（財）経済広報センター「経済広報」2002年12月号

これも大事なポイントだ。社内の不正やセクハラ案件の中には、「濡れ衣」も少なからず実在する。人権侵害のないように、慎重に事実を確認し、公平な判断と対処ができるように、「手続き」がきわめて重要になる。

⑥コンプライアンス研修の充実（参加型研修の採用）

ＪＣＯ事件の際、会社側の発表によると、全社員に研修を「半年に１回」行っていたという。しかし、社員のコメントとして「５年前に受けた」「23年前、入社時に受けた」と別の証言も報道されている。これは、記憶に残るような研修でなかったことを意味するのではないか。研修の中身を工夫することが大切である。

⑦失敗に学び、再発を防止する姿勢

会社のトラブルは、一度起きれば必ず二度起きる。これは私の実感だ。絶対に二度と起こさないためには、凄まじい努力が必要である。得てして失敗の記録はシュレッダーにかける場合が多いようだが、失敗の中から学ぶ姿勢が重要である。

⑧コンプライアンス・オーディット体制の整備

コンプライアンスのシステムを作った後は、オーディット（監査）専門の部隊を設けて実際に機能しているかをチェックすることが企業防衛の観点から必要である。

⑨トップが率先して姿勢を示す

ある会社の現場で、社内ビデオの放送後、「社長はああいうけど、話半分だね」と職場長が言っていたという。営業利益を出してなんぼ、という感覚が現場にある。私は、コンプライアンスを徹底するツールのひとつが「人事評価」だと思っている。例えば、違法輸入に際し、それを止めた人を人事考課で反映してあげる。

コンプライアンスという言葉は、どうも「違反者を処罰する」というマイナスイメージしかないようだ。「いいことをしている」というプラスのイメージを社員に持たせることが大事であり、トップにも、そうした姿勢を持ってほしい。

⑩世論へのアンテナを持つ

これまでさまざまな企業と仕事をしてきた中で、何度か同じセリフを聞いた。「消費者は少しヒステリックになりすぎている」「マスコミは勉強不足」「報道の内容は事実と違う」。

私が思うに、広報とは、徹底した結果主義である。つまり、言い訳が許されない。テレビに流れ、新聞や雑誌に載った「結果」が問われる世界だ。仮にマスコミが勉強不足だとしたら、そうした勉強不足な相手にもわかってもらえるようなリリースを作り、図解しながらあの手この手でレクチャーするしかない。「そのくらい勉強してこい」とは言えないと思う。消費者のヒステリーについても、たしかに、2000年の食中毒事件では、データによると半数は「気持ちから発症」していたという。しかし、そうした消費者を相手にしていかなければならない。また、報道が間違っている、というケースも、活字になって広まったものが「事実」になる。最後の最後まで、粘り強くアプローチするのがマスコミ対応ではないか。その意味で、「世論へのアンテナを持つ」とした。

ひとつ象徴的な話がある。食中毒事件の際、ある企業トップは釈明記者会見の必要はないと思っていたという。しかし、たまたま見たテレビのワイドショーで、自社が取り上げられていて、ボロボロにけなされていた。そこで初めて記者会見の必要性を思い直したという。

今、世論を動かしている半数は、家庭でテレビを見ている主婦である。ワイドショーで企業の問題が扱われているならば、それに対応していかねばならない。「自分が見ないものは存在しない」と勝手に思うようでは、企業を守れない。

（記：国内広報部専門研究員　福田めぐみ）

（転載）（財）経済広報センター『経済広報』2002年12月号

資料６「独占禁止法に関する企業コンプライアンスについてのアンケート調査結果（概要）」

企業におけるコンプライアンス体制について
－公正取引委員会－

「公正取引委員会」調査報告書から（調査実施 H18.1）
調 査 対 象：東証一部上場企業（１，６９６社）
回答企業数：１，２１４社　　回答率：７１，６％

Ｑコンプライアンスマニュアルを定めていますか？

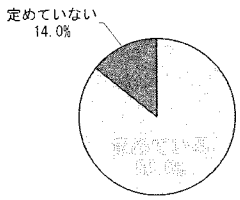

Ｑコンプライアンス徹底のための効果的な取組みは？

	構成比(%)
①マニュアルの整備	15.2
②社員の法令遵守のための監視組織の設置	12.9
③経営トップの意識	55.2
④行政の指導・厳格な摘発	2.6
⑤業界全体の取組	12.3
⑥法令を違反した者に対する懲戒等の処罰	1.7
合計	100

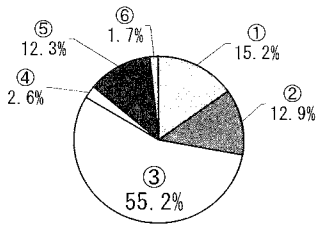

○　企業における取組事例を踏まえた基本的考え方

企業の取組事例を調査し、企業実務家及び有識者の意見を聴取したところ、この中で、今後各企業がコンプライアンスの向上を図る上で、有効と思われる基本的な考え方が示されたので、下記のとおり取りまとめた。

① 経営トップの関与

企業コンプライアンスの実効性確保のためには、経営トップの関与が重要である。このためには、経営トップ自らにより企業コンプライアンスの重要性を、明確に、繰り返し、社内外に発信することが望ましい。

② 有効な監査体制の構築

企業にとって法令に違反する行為が生じていないかどうか、各部門の実態を把握するため、監査（モニタリング）が有効に機能する体制を構築する必要がある。

③ 企業倫理の向上

監査だけでは限界があり、社員の倫理あるいは法令遵守意識の向上により、自発的に法令が守られるようにする必要がある。

④ 効果的な内部統制システム

企業コンプライアンスの実効性を確保するためには、効果的な内部統制システムを確立することが重要である。

⑤ 違反行為発見後の対応

法令に違反する行為が発見された場合の対応については、事前に方針を決定しておくとともに、経営トップに速やかに伝達され、判断される必要がある。

独占禁止法に関する企業コンプライアンスについての アンケート調査結果（概要）

1．調査の趣旨

○独占禁止法改正，公益通報者保護制度の創設，会社法の施行，証券取引法の改正等，企業コンプライアンスの向上を求める動きの強まり
○企業不祥事が多発し，独禁法関係でも，多数の入札談合事件の摘発，大手企業についても相当数の累犯事例の発生

→ 公正取引委員会として，企業コンプライアンスの実態を把握するため，上場企業約1700社を対象として，アンケート調査を平成18年1月に実施

2．調査結果

（1）コンプライアンス・マニュアルの策定及び組織体制の整備

○86%の企業がマニュアルを策定しているものの，約半数の企業が2003年以降に策定
○7割の企業でコンプライアンス委員会を設置しているが，社長が委員長を務める企業は38%，副社長が務める企業は10%にとどまる

（2）独占禁止法関係のコンプライアンスの取組

○約半数の企業が自社でも独禁法違反が起こり得るという危機感をもっている
○44%の企業が独禁法に関する研修を行っておらず，56%が社内監査を行っていない
○77%の企業がヘルプラインを設置していたが，そのうちの81%の企業で利用実績がない

（3）独禁法関係のコンプライアンスの実効性確保

○55%の企業が独禁法関係のコンプライアンス徹底のためには経営トップの意識が重要と認識
○経営トップの関与について，7割の企業で経営トップ自らコンプライアンスの重要性を呼びかけているが，法令違反発見時の対応を経営トップ自ら行う企業は，約3割にとどまる
○自社のコンプライアンスのシステムについて，形式的にも実質的にも十分と認識している企業は3割程度であり，約7割の企業が何らかの改善の余地があると認識

（4）独禁法改正に伴うコンプライアンスの取組の見直し

○独禁法改正を受けて社内監査を実施した企業は7%にとどまる
○23%の企業が課徴金減免制度の利用を考慮

（5）欧米諸国との比較

○多くの企業が，競争法について，日本に比較して欧米が厳格であると評価

3．まとめ

○マニュアル策定，コンプライアンス委員会及びヘルプラインなどの体制整備については，調査対象とした一部上場企業の7，8割程度で実施していたが，これらが実施されたのは比較的近年であり，実際の利用状況が低いなど実質的な企業コンプライアンスの向上は，これからの課題。
○今後，このような状況を改善していくためには，①経営トップの意識・行動の改革，②社員の意識向上・内部統制の充実の両面から，経営トップが自ら取り組んでいくことが重要と考えられる。
○独禁法については，その違反の可能性があるという危機意識は約半数あるものの，独占禁止法の研修・監査は十分行われているとは言いがたく，社員の意識向上あるいは内部統制の充実のための企業の施策が強く望まれる。
○独禁法改正により課徴金減免制度が導入されたにもかかわらず，それに対応する監査が行われている率が極めて低い状況にあった。また，課徴金減免制度を活用したいと考えている企業は約4分の1にとどまっているが，今後，実際の事例が生じるにつれて，問題意識も高まってくるのではないかと期待される。

資料７「公共的な入札に係わる事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（入札ガイドライン）

＊概要　　（平成６年７月５日　公正取引委員会）

	受注者の選定に関する行為	1-1 受注予定者等の決定 ［留意事項］ 1-1-1 受注意欲の情報交換等 1-1-2 指名回数、受注実績等に関する情報の整理・提供 1-1-3 入札価格の調整等 1-1-4 他の入札参加者等への利益供与 1-1-5 受注予定者の決定への参加の要請、強要等	1-2 指名や入札参加予定に関する報告 1-3 共同企業体の組合せに関する情報交換 1-4 特別会費、賦課金等の徴収	1-5 発注者に対する入札参加意欲等の説明 1-6 自己の判断による入札辞退
	入札価格に関する行為	2-1 最低入札価格等の決定 ［留意事項］ 2-1-1 入札価格の情報交換等	2-2 入札の対象となる商品又は役務の価格水準に関する情報交換等	2-3 積算基準についての調査 2-4 辺標準的な積算方法の作成等
	受注数量等に関する行為	3-1 受注数量、割合等の決定		3-2 官公需受注実績等の概括的な公表
	情報の収集・提供、経営指導等	［留意事項］ （受注予定者等の決定行為にする留意事項） ・受注意欲の情報交換等（1-1-1 前掲） ・指名回数、受注実績等に関する情報の整理・提供（1-1-2 前掲） （最低入札価格等の決定行為に関する留意事項） ・入札価格の情報交換等（2-1-1 前掲）	4-1 指名や入札参加予定に関する報告（1-2 前掲） 4-2 共同企業体の組合せに関する情報交換（1-3 前掲） 4-3 入札の対象となる商品又は役務の価格水準に関する情報交換等（2-2 前掲）	4-4 入札に関する一般的な情報の収集・提供 4-5 官公需受注実績等の概括的な公表（3-2 前掲） 4-6 平均的な経営指標の作成・提供 4-7 入札物件の内容、必要な技術力の程度等に関する情報の収集・提供 4-8 経常共同企業体の組合せ関する情報提供 4-9 共同企業体の相手方の選定のための情報聴取等 4-10 発注者に対する入札参加意欲等の説明（1-5 前掲） 4-10 標準的な積算方法の作成等（2-4 前掲） 4-12 経常共同企業体の運営に関する指針の作成・提供 4-13 積算基準についての調査（2-3 前掲） 4-14 独占禁止法についての知識の普及活動 4-15 契約履行の必要性に関する啓蒙等 4-16 国、地方公共団体等に対する要望又は意見の表明 4-17 発注者に対する技術に関する情報の一般的な説明

資料８「暴力団対策の手引（抜粋）」

担当者の暴力団対応十カ条

一　会社、警察を信じて、毅然とした態度で対応
二　まず、相手のフルネーム、団体名、要求内容を確認
　（代理人の場合は、委任状を確認）
三　最初の応対での回答は特に注意
　（曖昧な対応をしない、期待をもたせない、相手の要求に安易な即答をしない）
　（ミスやクレームには、まず、事実を確認してから）
四　必ず複数で、相手より多くの人数で応対
　（メンバーの間であらかじめ役割を決めておく）
五　トップを出さない
六　応対は、会社内で、いろいろ仕掛けをこらして
七　組事務所に呼び出されても、行かない
八　応対は、時間を決めて、できるだけ短く
九　応対の内容は、詳細にメモ、録音して証拠どり
十　不要なことは言わない、議論に応じない
十一　突然の怒号にも、あわてない
十二　挑発に乗らない、挑発しない
十三　居座られても焦らない、根負けしない
十四　ミスなどを突かれても動揺を見せない
十五　味方のふりに油断しない
十六　他の役職員の名前、電話番号を教えない
十七　相手の詭弁にだまされない
十八　「一筆書け」には応じない
十九　善意の第三者を装う暴力団に気をつける
二十　送り付けられた機関紙は、断り状を添えて送り返す

（転載）（財）建設業適正取引推進機構「新版建設業とその関連業界のための暴力団対策の手引」

暴力団追放三ない運動

一　暴力団を恐れない
二　暴力団に金を出さない
三　暴力団を利用しない

暴力団撃退の鉄則

一　早め早めに警察に連絡、相談
（警察は、刑法、暴力団対策法などで、暴力団の企業対象暴力を撃退）
（暴力追放運動推進センターも活用）

企業の暴力団対策八ヵ条

一　企業トップの暴力団排除の決意とその実行が一番大事
（その方針を関連会社、下請会社の職員、作業員を含めて周知徹底）
二　事務所、現場ごとに担当者を選任、これを会社全体でバックアップ
（現場の担当者は、工事が始まる前に必ず警察に連絡）
三　暴力団対策委員会など企業内組織を整備
四　暴力団にガードが固いと思わせる環境づくり
五　暴力団の情報を企業内、同業者間で交換、収集、蓄積
六　関係行政機関と十分連携
七　業界全体で暴力団排除の取組み
八　暴力団対策マニュアルを作成、活用

（転載）（財）建設業適正取引推進機構「新版建設業とその関連業界のための暴力団対策の手引」

資料９「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」

国官総第５９８号
国官会第２２２０号
国地契第８３号
国官技第２８９号
国営計第１５７号
国総入企第４７号
平成１５年2月１０日

各地方整備局長　　あて

国土交通省大臣官房長

国土交通省総合政策局長

品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について

公共工事に係るいわゆるダンピング受注は、公共工事の品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるものであり、建設業の健全な発展を阻害するものである。

したがって、いわゆるダンピング受注は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成１２年法律第１２７号）（以下、「入札契約適正化法」と言う。）に基づく、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成１３年３月９日閣議決定）においても定められているとおり、排除を図る必要がある。

こうした観点から、いわゆるダンピング受注に関して、当面緊急に講ずべき措置について、下記のとおり定めたので遺憾のないよう措置されたい。

本措置については、平成15年度当初までに実施することとし、実施状況を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

なお、低入札価格調査制度調査対象工事における契約の保証の額、経営事項審査の虚偽申請における資格認定の取り消し等及び公共工事に係る監督・検査の充実に係る措置については、別途通知することとしており、当該通知を踏まえ適切に対処されたい。

記

第１　体制等の整備

１．ダンピング受注対策地方協議会の設置

(1)　地方整備局の管轄区域を基本として、地方整備局の発注部局及び建設業担当部局が中心となって、管内都道府県、政令市等からなる、ダンピング受注対策地方協議会（以下、「協議会」という。）を設置することとする。

(2)　協議会においては、協議会参加の各発注機関において発生した低入札価格調査等に係る情報（落札率、受注業者名、施工状況等）や、記第１．２以降に記す具体的な取り組みについて、意見交換を行うことを基本とする。

２．低入札価格調査等に係る情報の公表

国土交通省直轄工事における低入札価格調査に係る情報（工事件名、予定価格、調査基準価格、落札価格、落札業者等）については、当該低入札価格調査制度調査対象工事を発注した地方整備局又は事務所において閲覧及びインターネットにより公表を行うこととする。

３．低入札価格調査制度調査対象工事の契約審査委員による審査

契約担当官等は、低入札価格調査制度調査対象工事について、予算決算及び会計令（昭和２２年４月３０日勅令第１６５号。以下「令」という。）第８６条第２項に規定するものの他、「低入札価格調査制度対象工事に係る重点調査の試行について」（平成１２年１２月１２日付け建設省会発第７７３号、建設省厚契発第４４号、建設省技調発第１９３号、建設省営計発第１５９号）に規定する重点調査の対象となったもののうち特に重要なもの、その他、低入札価格調査制度調査対象工事のうち契約担当官等が必要と認める工事について、その調査の概要を記載した書面を契約審査委員（令第６９条に規定する契約審査委員をいう。）に提出し、その意見を求めることとする。

第２　適正な施工の確保の徹底

１．受注者側技術者の増員

国土交通省直轄工事のうち、専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回って落札した者と契約する場合において、当該業者が当該地方整備局管内で過去２年以内に竣工した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当する場合には、監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を、専任で１名現場に配置を求めるものとする。

①　65点未満の工事成績評定を通知された企業

②　発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。

③　品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業

④　自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業

2．施工体制や技術者の専任制等に関する点検の実施

国土交通省直轄工事の工事現場における施工体制や監理技術者の専任制等の把握確認については、入札契約適正化法により、発注者が点検その他の必要な措置を講じることが義務づけられ、「工事現場における適正な施工体制の確保等について」（平成１３年３月３０日付け国官地第２２号、国官技第６８号、国営計第７９号）及び「工事現場における適正な施工体制の確保等について」（平成１３年３月３０日付け国港管第６０３号、国港建第１０８号）における「工事現場等における施工体制の点検要領」（以下、「要領」という。）に基づき措置されているところであるが、特に低入札価格調査制度調査対象工事については、要領に基づく点検の徹底を図ることとする。

また、各工事の監督職員は、要領に基づくもののほか、当該工事の施工状況を踏まえ、随時点検を実施するものとする。

3．下請業者への適正な支払確認等の実施

(1)　地方整備局の建設業担当官等は、国土交通省直轄工事における低入札価格調査に係る情報を踏まえ、下請代金支払状況等実態調査を活用して、低入札価格調査制度調査対象工事において、下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等元請下請双方に調査の上、指導が必要と考えられる者に対して随時立入調査等を行う。

(2)　さらに、地方公共団体に対しても「地方公共団体発注工事における不良・不適格業者の排除の徹底について」（平成１４年１１月１５日付け総行行第２１９号、国総入企第３７号）において、下請業者に著しい低価格受注のしわ寄せを不当に行っている受注者に対して改善指導を行うよう通知しているところであり、調査の結果を地方公共団体に通知し、適正化を徹底し、再発防止に努めることとする。

4．工事コスト調査の実施の徹底

国土交通省直轄工事における工事コスト調査については、低入札価格調査制度調査対象工事について、実態と官積算との乖離、当該工事が低価格で施工可能な理由等、工事コスト構造を詳細に把握することを目的として、「工事コスト調査について」（平成１４年２月１２日付け国地契第５４号、国官技第３１６号、国営計第１８９号）及び「工事コスト等調査について」（平成１４年２月１２日付け国港管第１１３５号、国港建第２５６号）により措置されているところであるが、引き続きその厳格な実施に努めることとする。

資料１０「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」

国官総第３３号
国官会第６４号
国地契第１号
国官技第８号
国営計第６号
国総入企第２号
平成１８年４月１４日

各地方整備局長　　あて

官房長
総合政策局長

いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について

昨今、大規模工事において低入札価格調査制度調査対象工事の増加傾向が見受けられるが、いわゆるダンピング受注については、公共工事の品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるものであり、国民の安心・安全の確保や建設業の健全な発展を阻害するものである。このことから、「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」（平成１５年２月１０日付け国官総第５９８号、国官会第２２２０号、国地契第８３号、国官技第２８９号、国営計第１５７号、国総入企第４７号）に定められた措置等に加え、今般、下記のとおり、主に大規模工事を中心として、低入札価格調査制度対象工事に対する対策を実施することとしたので遺漏のないよう措置されたい。

記

第１　適正な施工の確保の徹底

１．低入札価格調査制度調査対象工事に係る重点調査の対象拡大及び調査結果のホームページにおける公表

「低入札価格調査制度対象工事に係る重点調査の試行について」（平成１２年１２月１２日付け建設省会発第７７３号、建設省厚契発第４４号、建設省技調発第１９３号、建設省営計発第１５９号。以下「重点調査試行通知」という。）に基づき試行している重点調査について、予定価格２億円以上の低入札価格調査制度調査対象工事は全て当該重点調査を実施し、調査結果については各地方整備局ホームページに

おいて公表することとする。また、予定価格２億円未満の場合においても積極的に試行するものとする。

2. 下請業者への適正な支払確認等のための立入調査の強化等

地方整備局等の建設業担当部局等は、一般競争入札における低入札価格調査制度調査対象工事を中心に、下請業者も含め緊急立入調査を実施し、契約の締結状況、下請代金の支払い状況等について、より詳細な実態把握を行うとともに、必要に応じフォローアップのための追加調査を行うこととする。

また、調査の結果、改善が必要な場合には、建設業法に基づく勧告、監督処分等の措置を講じるほか、必要に応じて関係機関への通報を行うものとする。

なお、建設業法に基づく監督処分が行われた場合には、これと連動して、発注部局においても指名停止等の措置を実施することとする。

3. 工事コスト調査の内訳の公表

国土交通省直轄工事における工事コスト調査については、低入札価格調査制度調査対象工事において、「工事コスト調査について」（平成１４年２月１２日付け国地契第５４号、国官技第３１６号、国営計第１８９号）及び「工事コスト等調査について」（平成１４年２月１２日付け国港管第１１３５号、国港建第２５６号）により措置されているところであるが、工事施工後に行う工事コスト調査の内訳及び上記低入札価格調査制度調査対象工事に係る重点調査における資料等との整合性などについての分析結果を各地方整備局ホームページにおいて公表することとする。

4. 発注者の監督・検査等の強化

予定価格２億円以上の低入札価格調査制度調査対象工事について、モニターカメラを工事現場に設置し、監督業務において補助的に活用することにより、工事全体の施工状況を把握することとする。また、発注者の指定する不可視部分の出来高管理を、受注者がビデオ撮影により行い、検査時等において発注者に提出することを契約上義務付けることとする。

「政府調達に関する協定」（平成７年条約第２３号）の適用を受ける工事における低入札価格調査制度調査対象工事については、契約図書に示された施工プロセスで施工管理が適切に行われているかを発注者が常時確認し、工事成績評定にも反映させることとする。

5. 受注者側技術者の増員の対象拡大

「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」（平成１５年２月１０日付け国官総第５９８号、国官会第２２２０号、国地契第８３号、国官技第２８９号、国営計第１５７号、国総入企第４７号）第２の１．①に規定する要件については、予定価格２億円以上の工事の場合には、「７０点未満の工事成績評定を通知された企業」を要件とし、対象を拡大することとする。

6. 指名停止措置の強化

低入札価格調査制度調査対象工事において、粗雑工事が生じた場合は、指名停止期間につき最低限３ヵ月とするための指名停止措置運用基準の改正を行うこととする。

第2　適正な競争環境の整備

1．前工事の単価による後工事の積算

大規模工事における国庫債務負担行為の設定を再検討し、可能な限り分割発注を行わないよう事業計画を設定することとする。

また、前工事と後工事の関係にある工事のうち、「政府調達に関する協定」の適用を受ける前工事が、低入札価格調査制度調査対象となった場合については、前工事で単価等の合意を行い、後工事に係る随意契約を行う場合は、前工事において合意した単価等を後工事の積算で使用するものとし、その旨を入札説明書等で明記するものとする。

第3　ダンピング受注対策地方協議会の開催

地方整備局の管轄区域を基本として、地方整備局の発注部局及び建設業担当部局が中心となって、管内都道府県、政令市等から設置されている、ダンピング受注対策地方協議会を本年度早期に開催し、低入札価格調査等に係る情報（落札率、受注業者名、施工状況等）の集約を行うとともに、必要な取り組みについて、意見交換を行うこととする。

資料１１「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要」

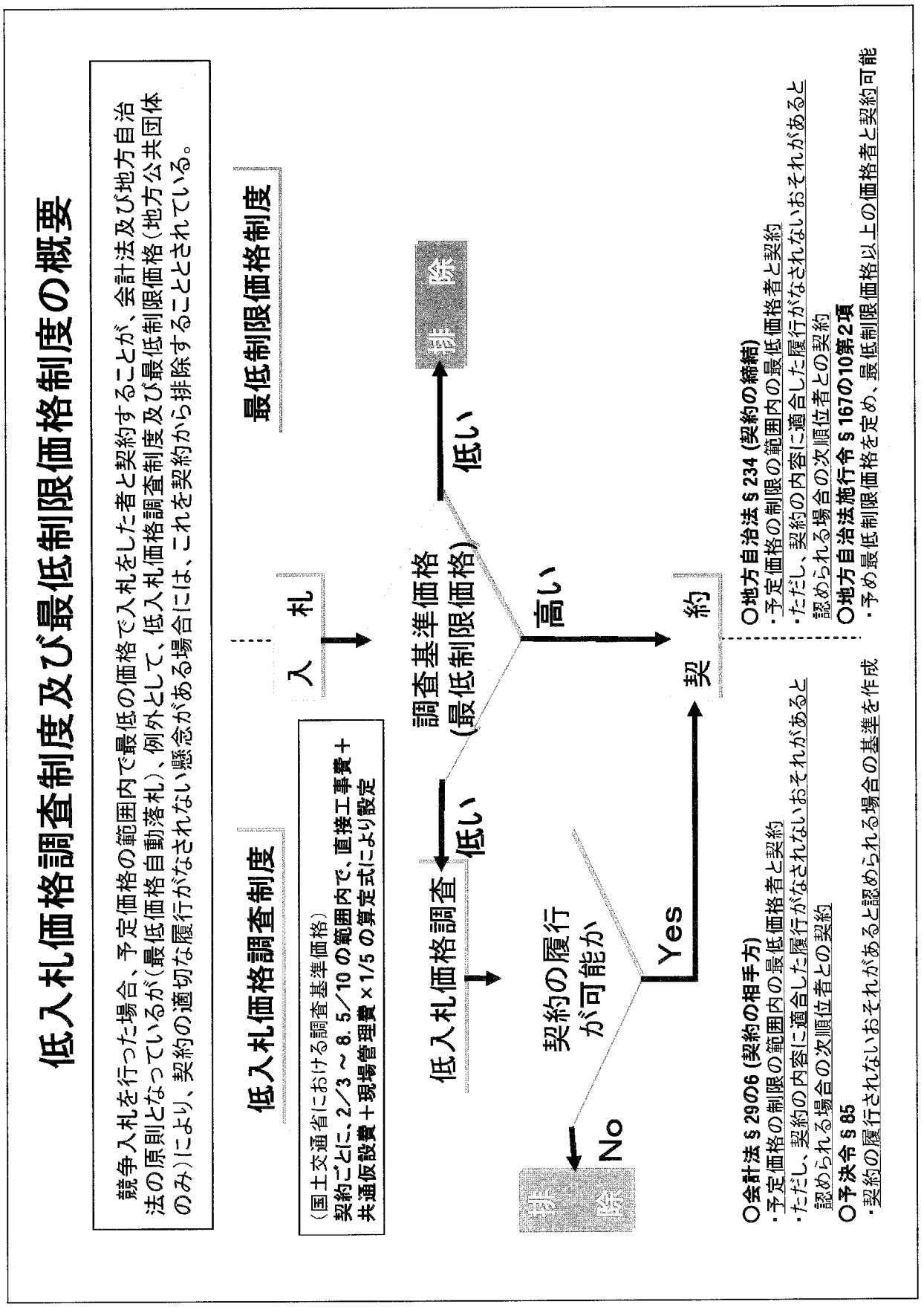

資料１２「公共工事における不当廉売に対する公正取引委員会の対応」

公共工事における不当廉売に対する公正取引委員会の対応

公正取引委員会の対応

平成15年11月以降、公正取引委員会から国土交通省及び都道府県に対し、低入札価格調査対象工事等の情報提供を依頼。

⇩

これまで提供のあった約700件の情報をもとに、長野県内の業者など5社を対象に、事情聴取を行うなどの調査を実施。

⇩

調査の結果、長野県内のA社が、長野県が発注する工事について、独占禁止法第19条（不公正な取引方法第6項「不当廉売」に該当）の規定に違反するおそれがあるものとして、公共工事において初めて警告。（H16.4.28）

⇩

その後も、上記約700件の情報をもとに、比較的事業規模の大きい105社を選定し、損益状況等について報告を求めたところ、栃木県内の業者など7社が実行予算上の工事原価を下回る落札価格で受注していたため、事情聴取を行うなどの調査を実施。

⇩

調査の結果、栃木県内のB社が、国土交通省、栃木県等が発注する工事について、独占禁止法第19条（不公正な取引方法第6項「不当廉売」に該当）の規定に違反するおそれがあるものとして、警告。（H16.9.15）

独占禁止法が禁止する不当廉売（S57.6.18公正取引委員会告示）

正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い対価で供給（価格要件）し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ（影響要件）があること。（S57.6.18公正取引委員会告示）

公共建設工事における不当廉売の考え方（公正取引委員会）

（1）価格要件

「供給に要する費用」は「工事原価＋一般管理費」が相当。

「供給に要する費用を著しく下回る対価」は、落札価格が実行予算上の工事原価を下回るかどうかがひとつの基準。

※ 工事原価 ＝ 直接工事費 ＋ 共通仮設費 ＋ 現場管理費

※ 工事価格 ＝ 工事原価 ＋ 一般管理費等

（2）影響要件

事業者の市場における地位、安値応札の頻度、安値の程度、波及性、安値応札によって影響を受ける事業者の規模等を個別に考慮し判断。

建設コンサルタント業者である東京都内のC社についても、H16.4.28に警告。

国土交通省では、関係する地方整備局において、文書による警告を行ったところ。

資料１３「平成１８年度会員大会決議（抜粋）」

○ 顧客ニーズを満足し明確なコストで品質を確保する分離発注を一層推進しよう

（説明）

電気設備工事は、現代文明に不可欠な「電気」を安全かつ効率的に制御・利用・管理するシステムづくりを行っている。また、電気設備は受変電設備、予備電源設備を始めとして、照明設備、動力設備、情報通信設備、防災・防犯設備など多種多様に亘り、機能的で安全快適な空間を形成するためにシステムとして働くものである。このような電気設備を構築する電気設備工事の分野は、独自の技術・施工体制を有し、高度な専門分野を形成している。

電気設備工事は、経済社会の高度化に伴ってその役割を高めてきたが、特に、建築物の大型化、インテリジェント化が進展する中で、ライフサイクルコストに占める設備関連コストが過半を超える建築物が多くなってきている状況にある。建築物の品質と価格を大きく左右するものは設備工事であるといっても過言ではない。

電気設備工事によって生み出される建設生産物は、長期に亘って多くの人々が利用するものであり、利用者便益の確保や資源の有効利用の観点から、品質の確保はゆるがせにできない。我々電気設備工事業者は、多数の高度専門技術者と永年蓄積した数多くのノウハウを有している。特に近年は、省エネ機器等の技術革新への対応、防災設備等の機能性向上への対応、ＩＰ電話等のＩＴ化への対応など、顧客の立場に立って将来を見据えたトータルシステムの提案が求められていることから、ニーズの先取り、顧客満足度の向上のため、顧客との直接対話が極めて重要な意義を持つ。

上記の諸点を踏まえれば、電気設備工事の発注方式は、「分離発注」が顧客の利益に適う最も優れた合理的発注システムであることは明らかである。「分離発注」においては、電気設備工事の内容、性能、機能、グレードとそれに必要なコストとの関係が明らかであって、顧客の投資する資金が有効に生きるものである。顧客に対しより満足度の高いきめ細やかなサービスを提供できることを強く訴え、その理解を得ることにより、「分離発注」が社会全体の大きな流れとなるよう強力な運動を展開して行くこととしたい。

（参考 4）分離発注に関する民間発注者アンケート結果

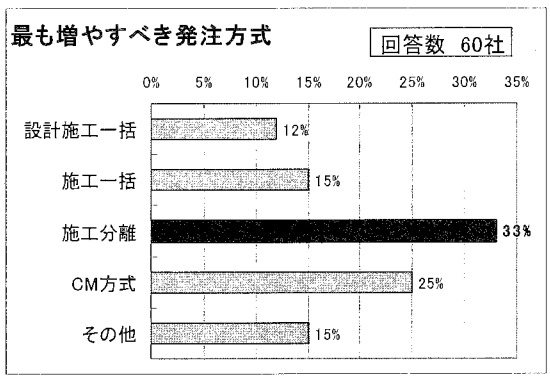

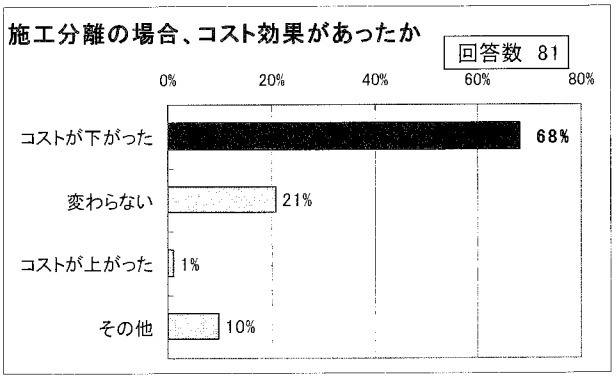

（注）1.「民間工事における発注方式に関する実態調査（(財)建設経済研究所、平成15年7月）」による。
2.調査対象は年間設備投資額50億円以上の一部上場企業等537社で、回答企業は145社（回答率27%）。

資料１４「市町村における分離発注の現状と今後の方針調査結果」

○ 平成１８年度 調査結果

都道府県	市町村数	現状			今後の方針			
		原則分離発注	原則一括発注	その他	分離発注維持	一括発注→分離発注	一括発注維持	その他
北海道	180	175	3	2	175	2	3	0
青森	40	36	4	0	36	3	1	0
岩手	35	28	4	3	28	5	2	0
秋田	25	17	4	4	17	4	4	0
宮城	36	23	13	0	23	13	0	0
山形	35	34	1	0	34	0	1	0
福島	61	47	11	3	47	3	7	4
石川	19	18	1	0	18	1	0	0
富山	15	15	0	0	15	0	0	0
福井	28	16	7	5	9	3	5	0
群馬	39	24	5	10	24	0	5	10
栃木	33	17	8	8	17	0	8	8
茨城	44	17	4	23	17	3	3	21
埼玉	71	54	10	7	54	0	10	7
千葉	56	51	5	0	51	0	5	0
東京	53	35	7	11	35	0	7	11
神奈川	37	32	5	0	32	5	0	0
長野	102	43	25	34	43	6	25	28
新潟	45	40	0	5	40	0	0	5
山梨	27	12	9	6	12	0	9	6
静岡	42	41	1	0	41	0	1	0
愛知	63	48	12	3	48	0	12	3
三重	29	11	10	8	11	3	9	6
岐阜	42	28	3	11	28	0	3	11
滋賀	26	13	13	0	13	0	13	0
京都	28	9	8	11	9	0	8	11
奈良	39	4	25	10	4	3	22	10
大阪	43	24	19	0	24	0	19	0
和歌山	30	13	17	0	13	0	17	0
兵庫	41	18	21	2	18	1	20	2
岡山	29	11	16	2	11	4	12	2
島根	20	7	10	3	7	0	10	3
鳥取	19	16	1	2	16	0	1	2
広島	23	12	6	5	12	0	6	5
山口	22	17	1	4	17	0	1	4
香川	17	11	5	1	11	6	0	0
徳島	24	6	17	1	6	4	14	0
愛媛	20	11	9	0	11	5	4	0
高知	35	18	13	4	18	0	13	4
福岡	69	39	19	11	39	2	19	9
大分	18	16	1	1	18	0	0	0
佐賀	23	16	7	0	16	0	7	0
熊本	48	38	6	4	38	2	5	3
長崎	23	20	3	0	20	0	1	2
宮崎	31	26	2	3	26	5	0	0
鹿児島	49	47	2	0	47	2	0	0
沖縄	40	40	0	0	40	0	0	0
合計	1,874	1,294	373	207	1,289	85	312	177
構成比	100%	69%	20%	11%	69%	5%	17%	10%

○ 平成１８年度 原則分離発注を実施している市町村

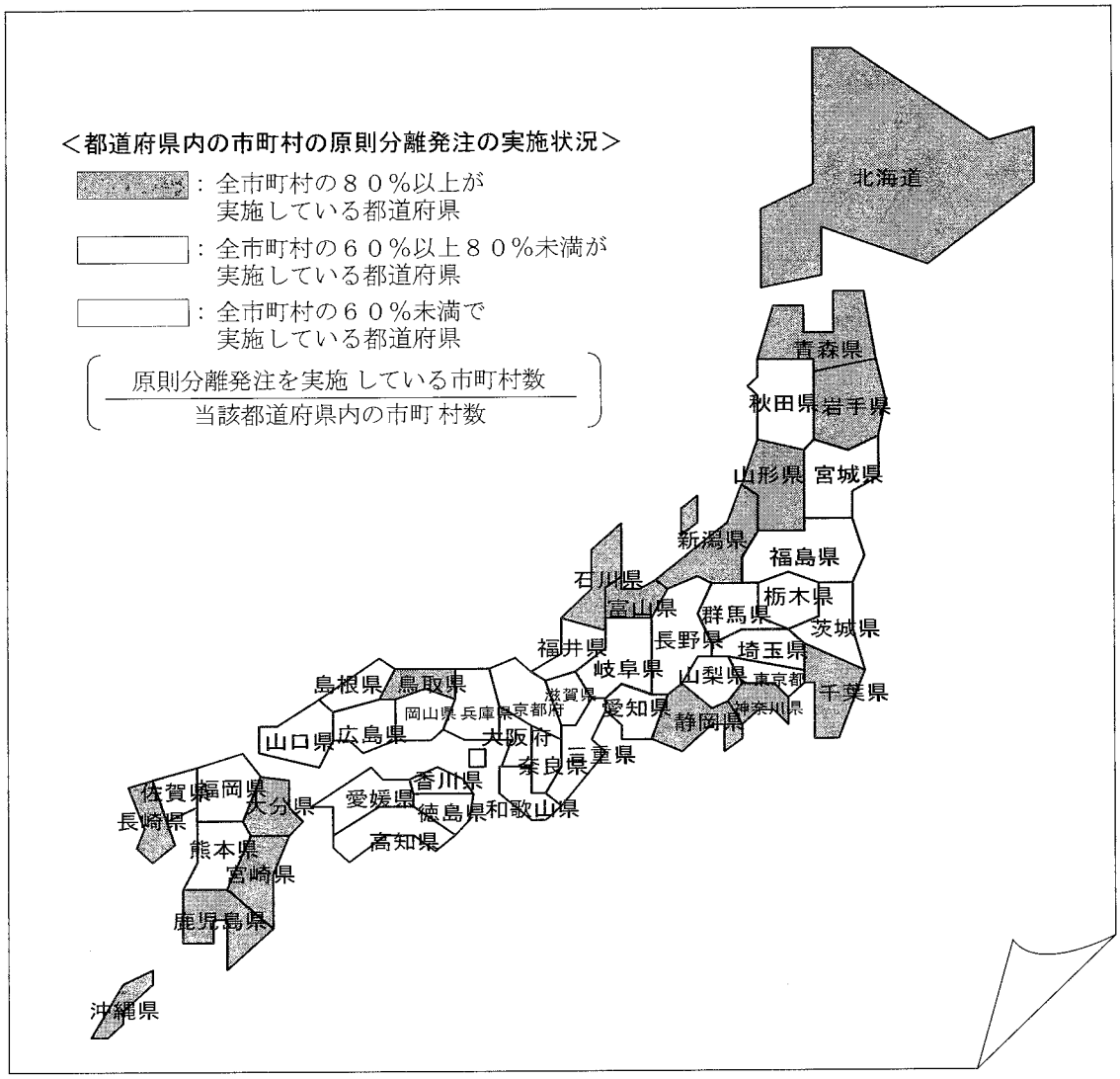

○ 直近５か年度の動向

年度	市町村数	現状						今後の方針							
		原則分離発注		原則一括発注		その他		分離発注維持		一括発注→分離発注		一括発注維持		その他	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
H13年	3,234	1,948	60	936	29	350	11	1,738	54	237	7	777	24	482	15
H14年	3,232	1,759	54	935	29	538	17	1,725	53	240	7	739	23	528	16
H15年	3,213	1,748	54	955	30	510	16	1,738	54	174	5	774	24	527	16
H16年	3,127	1,759	56	880	28	488	16	1,755	57	233	8	669	22	436	14
H17年	2,386	1,517	64	588	25	281	11	1,514	65	156	7	434	19	222	9
H18年	1,874	1,294	69	373	20	207	11	1,289	69	85	5	312	17	177	10

資料１５「環境問題とその対策（抜粋）」

4．電気設備工事業としての環境保全活動の重点取り組み事項

製造業においては、改正リサイクル法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法等により環境保全が計られています。

また、建設業においては、建設資材リサイクル法等により既に取り組みが実施されているところであり、電設業の取り組みも必須であります。

電気設備工事業界における環境保全活動は、2000年6月に施行された「循環型社会形成推進基本法」に則り、事業活動に伴って生じる産業廃棄物を「事業者が出すものは事業者の責任で」との原則を反映して取り組まねばなりません。特に、危険性、有害性の高い廃棄物は「特別管理産業廃棄物」として厳重に管理することが義務付けられています。企業は、その処理・処分を専門業者に委託することが一般的であります。その委託された産業廃棄物がどのような経路をたどって処理され最終的に処分されているかを把握するマニフェスト(産業廃棄物管理表)制度などの仕組みによって、排出者としての責任を問われることがあります。

1）環境問題における電気設備工事会社の役割と義務

会員会社は、地球環境に与える影響の考え方には次の二つの視点がある。

- 会社活動が直接汚染する化学物質（ＰＣＢ、フロン，CO_2など）の使用制限、適正処理
- 会社活動が間接的に汚染する産業廃棄物の減量化、適正処理

これらの廃棄物の減量化や適正処理をする義務がある。

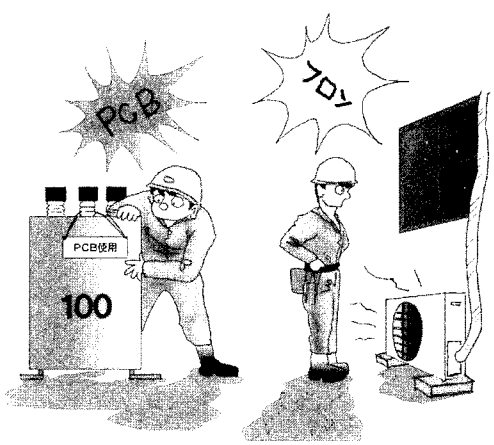

2）電気設備工事会社の環境保全活動

環境保全にあたっては次の点に重点をおいて活動する

- エネルギーの無駄を省く、効率をよくする
- 環境にやさしい製品の採用・使用する
- 汚染原因を減少させる装置の採用

（社）日本電設工業協会　安全・環境委員会　平成15年3月

3）電気設備工事会社の対策

会員会社は、３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）に重点をおき積極的に取り組む。

・省エネルギー、高効率化、温暖化対策

設計時点における大型施設への「コジェネレーションシステム」、「太陽光発電装置」等の採用を積極的に働きかける

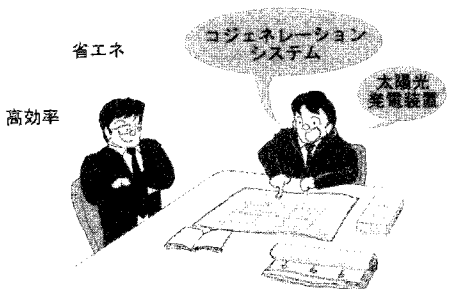

・廃棄物の減量化

①メーカー製作物梱包の簡素化を図る

②使用材料の必要数量再確認、現場実測加工の現場搬入材の減量化を図る

・分別収集の徹底

①「循環型社会」形成のため、廃材の分別収集の徹底を図る

（金属くず、ダンボール類、プラスチック類、ガラス類、木くず）

②廃棄物のマニフェストによる適正処理を図る

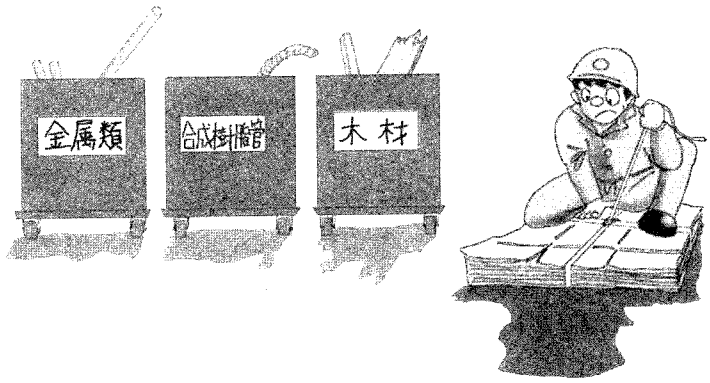

3R

Reduce　リデュース	廃棄物の排出を抑えるための省資源化とリペアやアップグレードによる長寿命化で資源効率を高めること
Reuse　リユース	使用済み製品を回収し、製品や部品に適切な処置を加えることで製品・部品として再使用すること
Recycle　リサイクル	使用済み製品を回収し、素材への資源化と焼却を図り、熱エネルギーを利用すること

３Ｒのうち、リデュースとリユースの促進を機軸に据えて、「循環型経済システム」を目指すといわれる。

（社）日本電設工業協会　安全・環境委員会　平成15年3月

資料１６「電気設備工事業のためのISO14001導入ガイド（抜粋）」

1. ISO 14001 とは

1.1 循環型社会と法体系

今日、我々を取巻く環境問題については、既にご承知のことと思いますので、ここでは今クローズアップされている「循環型社会」を取り上げたいと思います。この「循環型社会」については、平成 12 年 6 月の環境庁による「循環型社会形成推進基本法の趣旨」「循環型社会形成推進基本法の概要」を紹介したいと思います。

(1) 循環型社会形成推進基本法の趣旨（抜粋）

1.廃棄物・ﾘｻｲｸﾙ対策については、廃棄物処理法の改正、各種ﾘｻｲｸﾙ法の制定などにより拡充・整備が図られてきているが、今日、わが国は次のような課題に直面し、これへの対処は喫緊の課題となっている。

①廃棄物の発生量の高水準での推移

→近年、一般廃棄物の発生量は約５千万トン、産業廃棄物の発生量は約４億トンで推移

②ﾘｻｲｸﾙの一層の推進の要請

→平成８年度のﾘｻｲｸﾙ率は、一般廃棄物約 10%、産業廃棄物約 42%

③廃棄物処理施設の立地の困難性

→平成８年度の最終処分場の残余年数は、一般廃棄物で 8.8 年、産業廃棄物で 3.1 年

④不法投棄の増大

→不法投棄の件数は、平成 10 年度では 1,273 件と、平成５年度の 4.6 倍に増大

2.これらの問題の解決のため、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまでの物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが急務となっている。

3.本法は、このような状況を踏まえ、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として

(1) 廃棄物・ﾘｻｲｸﾙ対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、

(2) 個別の廃棄物・ﾘｻｲｸﾙ関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け取り組みの推進を図るものである。（以下省略）

(2) 循環型社会形成推進基本法の概要（抜粋）

1.形成すべき「循環型」の姿を明確に提示

「循環型社会」とは、①廃棄物などの発生抑制　②循環資源の循環的な利用及び　③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

2.法の対象となる廃棄物などのうち有用なものを「循環資源」と定義

法の対象となる物を有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置付け、その循環的な利用を促進。

3.処理の「優先順位」をはじめて法定化

①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分との優先順位

4.国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化

循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくため、これらの主体

（社）日本電設工業協会　安全・環境委員会　平成15年5月

の責務を明確にする。特に

①事業者・国民の「排出者責任」を明確化

②生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。（以下省略）

（3）循環型社会の法体系

≪環境基本法≫

・基 本 理 念

・環境基本計画

（自然循環・社会の物質循環）

≪循環型社会形成推進基本法≫

（社会の物質循環の確保、天然資源の消費の抑制、環境負荷の低減）

廃棄物の適正な処分

≪廃棄物処理法≫（H13.4 完全施行）

・廃棄物の適正処理

・廃棄物処理施設の設置規制

・廃棄物処理業者に対する規制

・廃棄物処理基準の設定　等

循環資源の循環的な利用

≪資源有効利用促進法≫(H13.4 完全施行)

・再生資源のﾘｻｲｸﾙ

・ﾘｻｲｸﾙの容易な構造・材質等の工夫

・分別回収のための表示

・副産物の有効利用の促進

個別ﾘｻｲｸﾙ法

≪建設ﾘｻｲｸﾙ法≫（H14.5 完全施行）

≪家電ﾘｻｲｸﾙ法≫（H13.4 完全施行）

≪食品ﾘｻｲｸﾙ法≫（H13.5 完全施行）

≪容器包装ﾘｻｲｸﾙ法≫（H12.4 完全施行）

≪グリーン購入法≫

以上のように、「循環型社会」の形成を目指すなかで、法規制により事業者、国民の役割分担や責務が明確にされてきました。自分だけは無関係と言える状況ではなく、国、地方公共団体、事業者、国民による環境問題への総合的・計画的な取り組みが必要となっています。

しかし、美しい地球を回復し更に未来に残すためには、個々の国の法規制だけでは対応することは出来ません。地球規模の汚染には、地球規模の対応が必要です。京都議定書で有名な「気候変動に関する国際連合枠組締約国会議（COP）」等の国際的な取り組みもありますが、自主的管理

という観点で、事業者が地球規模からすると微々たるものであったしても、環境問題への積極的な取り組みにより、その責務を果たす時代となっています。その取り組みの一つとして国際基準であるISO14001規格による環境マネジメントシステム（EMS）の構築と運用が考えられます。

1.2 ISO 14001とは(財団法人　日本適合性認定協会HPより転載)

(1)ISO14001：環境マネジメントシステム規格の成り立ち

地球規模での環境問題に対する関心と持続可能な開発（Sustainable Development）の問題について討議するために、1992年6月にブラジル　リオデジャネイロで「地球サミット」（国連環境開発会議、United nations conference on Environment and Development UNCED）が開催され、「環境と開発に関するリオ宣言」を採択しました。日本の産業界では、1991年に経団連が「地球環境憲章」を、国際的には国際商業会議所（ICC）が「持続可能な開発のためのビジネス憲章」を策定し、地球環境保全のための組織責任の重さをうたっています。

このような背景のもと、地球環境サミットを主催した国連環境開発会議（UNCED）からの要請で準備された産業界代表による会議（BCSD）が環境に関する国際標準化に取り組むようISOに勧告し、ISOとIECとが共同で「環境のための戦略的助言グループ」（SAGE）を1991年に組織して予備的な検討を進め、1993年2月にISO/TC207（環境マネジメントシステム専門委員会）が創設されました。

1996年に発行されたISO14001は、組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に運用されるシステム（環境マネジメントシステム）を構築するために要求される規格です。

1996年の環境マネジメントシステムに関する国際規格ISO14001の発行に伴い、各国でISO9000シリーズの審査登録制度が運用され、各国に広がりつつあります。

ISO9000と同様、5年後との見直し原則が適用されるため、現在改正に向けた準備が行われています。

（日本規格協会HPより）

ISO14000s規格開発状況（2002.8.27現在）

規格番号	規格名称	段階	ISO発行
ISO14001 （改正中）	環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ－仕様及び利用の手引き	CD1段階	2004年予定
ISO14004 （改正中）	環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ－原則、ｼｽﾃﾑ及び支援技法の一般指針	CD1段階	2004年予定

C D : Committee Draft

(2)ISO14000 シリーズ：環境マネジメントシステム規格

ISO14000 シリーズは、組織活動が環境に及ぼす影響を最小限に食い止めることを目的に定められた環境に関する国際的な標準規格です。環境マネジメントシステムに関する ISO14001/14004 を始め、環境監査に関する ISO14001/14010/14011/14012 などから構成されます。1996 年に発行した ISO14001 には、組織活動、製品、サービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に改善されるシステム、つまり環境マネジメントシステム（Environmental Management System, EMS）を構築するための要求事項が規定されています。

環境マネジメントシステムで ISO 以前からあった TQM(総合的品質管理、Total Quality Management)のなかの PDCA サイクル（Plan,Do,Check,Act）の概念が取り込まれました。この概念を基に実行することによって環境負荷の低減や事故の未然防止が行われるものです。

また、ISO9001 と同様に、ISO14001 は組織が規格に適合した環境マネジメントシステムを構築しているかどうか、自己適合宣言あるいは第三者機関の認証(審査登録)を取得する、つまり審査登録を行うために用いられます。

このため、ISO14001 を取得している組織(企業等)とそうでない組織とでは、消費者から取得している組織の方が環境に配慮した活動を行っていると評価され、消費者から選ばれるようになります。そこで組織の ISO14001 の取得が促進され、環境を配慮した組織活動が普及し、一般化すると期待されています。

ISO14001 の認証取得は、電子電気業界を主体に始まりましたが、最近では、自治体、商社、病院、銀行などにも広がり大幅に増加しています。特に日本での取得件数は、世界的に見ても最大取得件数国となっています。

ISO9001、ISO14001 への関心がこれほど高いのは、世界的に認知された国際規格であると共に規格との適合性を評価する審査登録制度のためと考えられます。この審査登録制の軸となる審査登録機関、審査員研修機関は(財)日本適合性認定協会(JAB)によって認定されます。認定は、国際規格に基づいた JAB 認定基準によって審査を行い、登録証を付与することによって行われます。日本には、国内、国際の機関を合せて 50 以上の審査登録機関、審査員研修機関があります。

≪参考≫適合事業者数（2002 年 10 月 20 日現在）　11,219 件　うち建設　967 件

≪参考≫ISO14001、ISO14004 規格の構成

ISO14001 ―― 環境マネジメントシステム－仕様及び利用の手引き
- 付属書 A：仕様の利用手引き
- 付属書 B：ISO14001 と ISO9001 とのつながり
- 付属書 C：参考文献

↕

ISO14004 ―― 環境マネジメントシステム－原則、システム及び支援技法の一般指針
- 付属書 A：国際型環境指導原則の例
- 付属書 B：参考文献

資料１７「「経営事項審査の事務取扱いについて」の一部改正について」

国総建第255号
平成17年12月16日

地方整備局建政部長
北海道開発局事業振興部長　　あて
沖縄総合事務局開発建設部長
各都道府県建設業担当部長

国土交通省総合政策局建設業課長

「経営事項審査の事務取扱いについて」の一部改正について

「経営事項審査の事務取扱いについて」（平成１６年６月２５日国総建第９０号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、通知する。

記

「経営事項審査の事務取扱いについて」（平成１６年６月２５日国総建第９０号）の一部を次のように改正する。

○　Ｉの３の（４）を次のように改める。

(4)　公認会計士等の数について

イ　公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者は、公認会計士法（昭和２３年法律第１０３号）第５条第２項及び第３項に規定する会計士補となる資格を有する者及び公認会計士となる資格を有する者（同法第１７条の規定に基づき公認会計士又は会計士補となるための登録を受けていることを要しない。）並びに税理士法（昭和２６年法律第２３７号）第３条に規定する税理士となる資格を有する者（同法第１３条の規定に基づき税理士となるための登録を受けていることを要しない。）をいう。

ロ　国土交通大臣の登録を受けた建設業の経理に必要な知識を確認するための試験の一級試験に合格した者は、イに掲げる者と同等以上の能力を有する者として、その数をイに掲げる者の数と併せて審査するものとする。

○　Ｉの３に次のように付け加える。

(5)　防災協定締結の有無について

イ　防災協定とは、災害時における建設業者の防災活動等について定めた建設業者と行政機関等との間の協定を言う。

ロ　社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災

協定を締結している場合は、当該団体に加入する建設業者のうち、当該団体の活動計画書や証明書等により、防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる企業について加点対象とする。

○　別紙の１（告示の別表第一関係）を次のように改める。

区分	評点
(1)	2616
(2)	123×(年間平均完成工事高)÷50,000,000＋2124
(3)	112×(年間平均完成工事高)÷30,000,000＋1933
(4)	113×(年間平均完成工事高)÷20,000,000＋1703
(5)	112×(年間平均完成工事高)÷20,000,000＋1708
(6)	99×(年間平均完成工事高)÷20,000,000＋1760
(7)	86×(年間平均完成工事高)÷10,000,000＋1541
(8)	88×(年間平均完成工事高)÷10,000,000＋1531
(9)	87×(年間平均完成工事高)÷10,000,000＋1535
(10)	74×(年間平均完成工事高)÷ 5,000,000＋1352
(11)	74×(年間平均完成工事高)÷ 5,000,000＋1352
(12)	75×(年間平均完成工事高)÷ 5,000,000＋1348
(13)	63×(年間平均完成工事高)÷ 3,000,000＋1258
(14)	61×(年間平均完成工事高)÷ 2,000,000＋1144
(15)	63×(年間平均完成工事高)÷ 2,000,000＋1134
(16)	49×(年間平均完成工事高)÷ 2,000,000＋1190
(17)	50×(年間平均完成工事高)÷ 1,000,000＋1037
(18)	50×(年間平均完成工事高)÷ 1,000,000＋1037
(19)	49×(年間平均完成工事高)÷ 1,000,000＋1041
(20)	50×(年間平均完成工事高)÷ 500,000＋ 888
(21)	38×(年間平均完成工事高)÷ 500,000＋ 948
(22)	36×(年間平均完成工事高)÷ 500,000＋ 956
(23)	37×(年間平均完成工事高)÷ 300,000＋ 879
(24)	38×(年間平均完成工事高)÷ 200,000＋ 799
(25)	38×(年間平均完成工事高)÷ 200,000＋ 799
(26)	24×(年間平均完成工事高)÷ 200,000＋ 855
(27)	25×(年間平均完成工事高)÷ 100,000＋ 777
(28)	25×(年間平均完成工事高)÷ 100,000＋ 777
(29)	26×(年間平均完成工事高)÷ 100,000＋ 773
(30)	24×(年間平均完成工事高)÷ 50,000＋ 707

(31)	25×(年間平均完成工事高)÷　50,000＋ 702
(32)	24×(年間平均完成工事高)÷　50,000＋ 706
(33)	25×(年間平均完成工事高)÷　30,000＋ 653
(34)	25×(年間平均完成工事高)÷　20,000＋ 603
(35)	25×(年間平均完成工事高)÷　20,000＋ 603
(36)	13×(年間平均完成工事高)÷　20,000＋ 651
(37)	12×(年間平均完成工事高)÷　10,000＋ 618
(38)	12×(年間平均完成工事高)÷　10,000＋ 618
(39)	14×(年間平均完成工事高)÷　10,000＋ 610
(40)	11×(年間平均完成工事高)÷　5,000＋ 586
(41)	12×(年間平均完成工事高)÷　5,000＋ 581
(42)	12×(年間平均完成工事高)÷　5,000＋ 581
(43)	14×(年間平均完成工事高)÷　3,000＋ 547
(44)	12×(年間平均完成工事高)÷　2,000＋ 531
(45)	11×(年間平均完成工事高)÷　10,000＋ 580

注：評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

○　別紙の４を次のように改める。

告示第一の四の１に掲げる労働福祉の状況については、告示の付録第二に定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の２から５までに掲げる死亡者及び負傷者の数、営業年数、公認会計士等の数、防災協定の有無については、告示の別表第五から別表第八までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ、ロ、ハ又はニの表に掲げる点数を与え、さらに、これらの点数の合計点数（ホの表において「告示の付録第二による点数並びにイ、ロ、ハ及びニの点数の合計点数」という。）に応じて、ホの表に掲げるその他の審査項目（社会性等）の評点を与える。

○　別紙の４のハを次のように改める。

ハ　公認会計士等の数の点数

（告示の別表第七関係）

区　分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
点　数	10	8	6	4	2	0

○　別紙の４のニを次のように改める。

ニ　防災協定の有無の点数

（告示の別表第八関係）

区　分	(1)	(2)
点　数	3	0

○　別紙の４のニの次に次のように付け加える。

ホ　その他の審査項目（社会性等）の評点

告示の付録第二による点数並びにイ,ロ,ハ及びニの点数の合計点数	その他の審査項目（社会性等）の評点
103	987
102	980
101	973
100	967
99	960
98	953
97	947
96	940
95	933
94	927
93	920
92	913
91	907
90	900
89	893
88	887
87	880
86	873
85	867
84	860
83	853
82	847
81	840
80	833
79	827
78	820
77	813
76	807
75	800
74	793
73	787
72	780
71	773
70	767
69	760
68	753
67	747
66	740
65	733
64	727
63	720
62	713
61	707
60	700
59	693
58	687
57	680
56	673
55	667
54	660
53	653
52	647
51	640
50	633
49	627
48	620
47	613
46	607
45	600
44	593
43	587
42	580
41	573
40	567
39	560
38	553

37	547
36	540
35	533
34	527
33	520
32	513
31	507
30	500
29	493
28	487
27	480
26	473
25	467
24	460
23	453
22	447
21	440
20	433
19	427

18	420
17	413
16	407
15	400
14	393
13	387
12	380
11	373
10	367
9	360
8	353
7	347
6	340
5	333
4	327
3	320
2	313
1	307
0	0

附　則

この通知は、平成１８年５月１日から適用する。

資料１８「電業協会等と地方公共団体等との防災協定の締結状況」

○ 防災協定の締結状況（地域社会貢献への取組）

Ｈ１８年１１月現在

団体名	締結先	締結年月日	主な締結事項	協議中
(社)福島県電設業協会	①国土交通省 阿賀川工事事務所 ②会津若松市 ③飯舘村 ④会津若松地方水道用水供給企業団	①H13.7.24 ②H12.2.21 ③H18.8.11 ④H14.9.30	①相手方（市等）が管理する公共施設の被害の拡大防止と被災施設の早期復旧を行う ②応急対策経費は相手方(市等)が負担する	—
(社)福井県電業協会	—	—	—	○ (県)
(社)群馬県電設協会	群馬県	H17.8.4	①県が管理する施設の電気設備、電気器具又は配線の機能確保及び復旧を行う ②損壊か所等の被害状況の把握及び報告を行う ③災害の発生が予想される場合の電気設備の点検及び要員の配置を行う	—
(社)栃木県設備業協会	栃木県	H17.10.26	○県が管理する公共施設等の被害状況の把握並びに機能の確保及び回復に関する業務を行う	—
(社)茨城県電設業協会	茨城県	H18.8.24	①電気設備の復旧及び非常用発電機の提供を行う ②協会が要した支援活動費は県が負担する	—
(社)埼玉県電業協会	埼玉県	H17.9.22	①県が所有する公共施設等の電気設備の応急復旧を行う ②復旧作業業務については工事請負契約を取り交わし、経費は県が負担する。その他調査・調査経費等については、協会が負担する	—
(社)千葉県電業協会	①千葉県 ②(財)千葉県 まちづくり公社	①H15.4.1 ②H17.9.28	①県が管理する施設の電気設備の機能確保、回復、及び資機材の提供等を行う ②災害応急業務に要した費用は県が負担するが、支援活動経費は協会が全額負担する	—
(社)東京電業協会	—	—	—	○ (都)
(社)東京都電設協会	—	—	—	○ (都)
(社)神奈川県電業協会	横浜市	H9.11.10	①市が所有する施設の電気設備の点検及び応急措置を行う ②協定に基づく協力のために要した経費は市が負担する	○ (県)
(社)長野県電設業協会	長野県	H17.3.1	①県が管理する施設の電気設備、電気器具又は配線の機能確保及び復旧を行う ②県の要請に基づき実施した業務の費用は県が負担する	—

○ 防災協定の締結状況（地域社会貢献への取組）

Ｈ１８年１１月現在

団体名	締結先	締結年月日	主な締結事項	協議中
(社)新潟電設業協会	新潟県	H18. 3. 30	①災害対策用建築電気設備資機材の提供及びあっせんを行う ②県が管理する公共施設の電気設備の被害状況の調査及び障害物の除去を行う	—
(社)山梨県電設協会	山梨県	S59. 4. 1	①協力要請のあった場合 ：会員に周知し、速やかに資材の調達等必要な措置を講ずる ②協力の方法 ：会員が保有する資材を発注者に優先的に供給する措置を講じる。この場合に会員が保有する資材では不足すると認められる場合は、県内外から円滑に緊急調達できるよう協力する	—
(社)静岡県電業協会	静岡県	H18. 4. 25	①各土木事務所等の公共土木施設及び庁舎などの電気設備、電気器具及び配線等の応急対策を行う ②被害情報収集に要する費用は会員が負担する。工事等応急対策に要する費用は県が負担する	—
(社)愛知電業協会	名古屋市	H8. 6. 20	①名古屋市交通局の協力要請を受けたときは応急復旧体制を整える。名古屋市交通局の指示に基づき応急復旧を実施する ②協会が要した支援活動経費は名古屋市交通局が負担する	—
(社)岐阜電業協会	岐阜県	H18. 8. 28	○県が所有する電気設備の被害状況に関する調査及び応急復旧に関わる業務に協力・従事する	—
(社)滋賀県電業協会	—	—	—	○ (県)
(社)京都電業協会	—	—	—	○ (府)
(社)奈良電業協会	—	—	—	○ (県)
(社)大阪電業協会	—	—	—	○ (府)
(社)兵庫県電業協会	—	—	—	○ (県)
(社)岡山県電業協会	—	—	—	○ (県)
(社)香川県電気工事業協会	香川県	H8. 9. 1	①災害時における応急仮設住宅の附帯設備工事を行う ②支援活動に要した経費は県が負担する	—

○ 防災協定の締結状況（地域社会貢献への取組）

Ｈ１８年１１月現在

団体名	締結先	締結年月日	主な締結事項	協議中
(社)徳島県設備業協会	徳島県	H18.3.7	①県からの支援要請に基づき会員が保有する資機材の提供及び技術者等の出動により支援活動を行う ②協会は平時から支援体制を整備する	—
(社)愛媛県電設業協会	—	—	—	○ (県)
(社)高知県設備協会	高知市	H18.10.31	①市からの支援要請の内容に応じて、市が所管する施設及びその他避難所等に使用する施設の被災状況の点検及び応急復旧等を、会員が保有する資材、機材、技術者等により、迅速かつ的確に支援する ②支援活動に要した経費は市が負担する。額については当該支援活動の内容に応じ、市の基準に従い算出した額を基準に協議して定める	—
宮崎県電業協会 (西都支部)	西都市	H18.7.21	①住居等の建築物の崩壊等に伴う人命救助のため障害物の除去作業を行う ②要した費用については、市と協議のうえ定めた額を市が負担する	—

○ 調査対象：正団体会員の４６団体（有効回答数４６）

○ 調査実施：平成１８年１１月

締結状況	正団体会員数
締結している	１７団体
協議中	１１団体
締結していない	１９団体

＊ 締結１団体はさらに１地方公共団体と締結に向け協議中

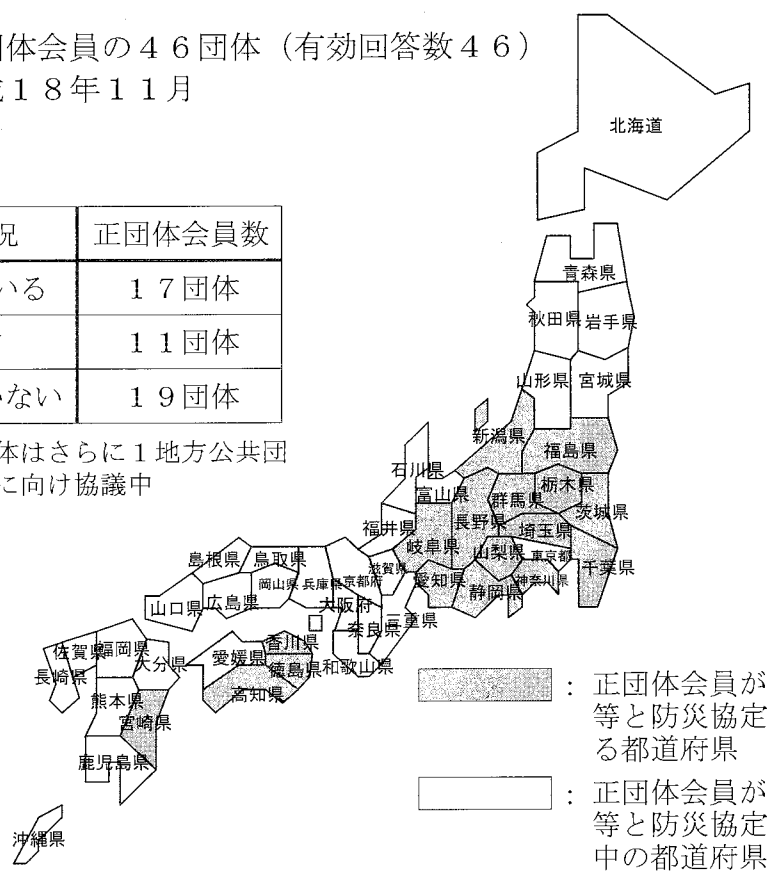

：正団体会員が地方公共団体等と防災協定を締結している都道府県

：正団体会員が地方公共団体等と防災協定の締結を協議中の都道府県

追加資料「緊急公共工事品質確保対策について」

国官総第６１０号
国官会第１３３４号
国地契第７１号
国官技第２４２号
国営計第１２１号
国総入企第４６号
平成１８年１２月８日

各地方整備局長　あて

官　房　長

総合政策局長

緊急公共工事品質確保対策について

公共工事において極端な低価格による受注が行われた場合、工事品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の悪影響が懸念される。

このため、先般、主に大規模工事の施工段階における監督・検査、立入調査等の強化を中心とした「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」（平成18年４月14日付け国官総第33号、国官会第64号、国地契第１号、国官技第８号、国営計第６号、国総入企第２号）を通知したところであるが、依然として低価格による入札案件が高水準で推移しており、国民の安全・安心に直結する公共工事の品質確保に支障が及ぶおそれが一層高まっていることから、今般、下記のとおり、入札段階を中心とした新たな対策を緊急的に実施することとしたので遺漏のないよう措置されたい。なお、詳細については、別に通知するところによるものとする。

記

１　総合評価落札方式の拡充（施工体制の確認を行う方式の試行実施）

原則として、予定価格が２億円以上の一般土木工事、鋼橋上部工事、プレストレスト・コンクリート工事及び港湾空港等工事を対象に、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況に応じ、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを評価して技術評価点を付与する新たな総合評価落札方式を試行的に導入することと

する。なお、その他の工事についても試行できるものとする。

また、施工体制の確認を行う総合評価落札方式の試行に当たっては、技術提案加算点の配点を高めることにより、企業の技術力等価格以外要素が十分に評価されるようにするものとする。

2　品質確保がされないおそれがある場合の具体化（特別重点調査の試行実施）

予定価格２億円以上の工事において、予算決算及び会計令第86条の調査対象者のうち各費目毎の積算が別に定める基準を下回る者を対象に、入札参加者が作成した工事費内訳書が、品質の確保がされないおそれがある極端な低価格での資材･機械･労務の調達を見込んでいないか、品質管理体制、安全管理体制が確保されないおそれがないかなどを厳格に調査する特別重点調査を試行することとする。なお、２億円未満の工事についても、試行できるものとする。

品質が確保された取引実績を過去の契約書等で証明できない場合、交通誘導員の確保や品質確保に関する各種試験等に要する費用･体制を見込んでいない場合など、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合をあらかじめ具体化しておき、調査の結果、これらに該当すると認める場合は、会計法第29条の６ただし書の規定により次順位者を契約の相手方とするものとする。

なお、従来から行ってきた重点調査は、特別重点調査を試行実施する間は、原則として、これを行わないものとする。

3　一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和

一般競争入札の参加資格の一つとして入札参加企業及び配置予定の技術者に求められる過去の同種工事の施工実績は、「「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針」（平成８年６月17日事務次官等会議申合せ）記１（２）（ロ）①において、少なくとも10年とするとされているところであるが、実績づくりのために無理な低入札を行わなくてもすむよう、当面、地域の特性を踏まえつつ、実績として認める対象期間が延伸されるよう措置するものとする。

4　「入札ボンド」の導入対象拡大

下請業者への不当なしわ寄せやそれに伴う手抜き工事につながりかねない無理な低価格受注が、市場の与信審査機能を通じて的確に排除されるよう、現行、予定価格が７億２千万円以上の工事で試行導入している「入札ボンド」について、地方公共団体等における導入状況を踏まえた対象拡大を図るものとする。

5　公正取引委員会との連携強化

独占禁止法違反行為である不当廉売に該当するような受注活動や、元請業者としての優越的地位の濫用に該当するような下請取引の排除を徹底するため、本省において公正取引委員会との連絡会議を開催するほか、公正取引委員会に対し、低価格入札情報等を通報するものとする。

6　予定価格の的確な見直し

最近の平均的な落札率の低下を踏まえ、実態調査の結果を迅速かつ的確に予定価格（積算基準）に反映させるための措置を講じるものとする。

国土交通省における緊急公共工事品質確保対策 概要

平成18年12月8日

既に講じている公共工事の品質確保対策(H18.4実施)

(1)発注者の監督・検査等の強化

施工プロセスを発注者が常時確認。さらに完成後の検査が困難な不可視部分(橋脚の基礎等)について、受注者に施工状況のビデオ撮影及び提出を求め、施工が適正か確認

(2)受注者側の監理体制の強化

過去70点未満の工事成績評定を通知された企業に対し、品質確保のため、配置技術者の増員(1名→2名)を義務化

(3)手抜き工事へのペナルティ強化

粗雑工事を行った受注者は、最低3ヶ月(従来1ヶ月)の指名停止

極端な低入札が急増　　公共工事の品質確保に重大な支障

追加対策の概要

(1)総合評価方式の拡充

○技術評価において、施工内容を確実に実現するための体制を確保できるかを審査要素として加味

(2)品質確保ができないおそれがある場合の具体化

○極端な低入札について特別調査を実施し、契約内容の履行ができないおそれのある者とは契約しない会計法(第29条の6第1項)の仕組みを的確に運用

(3)一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和

○実績づくりのために無理な入札を行わなくてもすむように緩和
過去10年分 → 当面、最大で過去15年分

(4)入札ボンドの導入拡大(市場による与信審査を通じて資力信用をチェック)

○現在、先行的導入を行っている入札ボンドの対象について、地方公共団体の導入と連携して拡大

(宮城県) 3億円以上に導入　(東北地方整備局) 7.2億円以上 → 2億円以上

(5)公正取引委員会との連携強化

○不当廉売に関する審査に資するため、低入札情報を、公正取引委員会に通報

〔公共工事の品質確保の必要性〕

良質な社会資本整備を通じて、豊かで安全・安心な国民生活を実現することが重要

○公共工事品質確保法の制定(平成17年4月施行)

・価格及び品質が総合的に優れた者と契約する「総合評価制度」の導入
・工事の効率性、安全性、環境への配慮とともに、社会資本の耐久性を確保

⇩

〔低入札工事の品質確保等への懸念〕

○品質確保への悪影響

落札率が概ね65%未満では、全てが工事成績評定点が平均点未満又は下請企業が赤字の工事

⇨ 工事の品質確保に悪影響が生じている (H15・16竣工 コスト調査対象工事等)

(工事手抜きの事例)
道路工事において、産業廃棄物である伐採木の一部を、**道路予定地に不正に埋め立て処分**
〔平成16年度 関東地方整備局〕

○安全対策の不徹底

○平成18年度に発生した死亡事故3件のうち2件が低入札工事で発生 (H18.10.31時点)

○平成18年度の低入札工事の事故発生率は前年度に比べ約3倍に急増
(H17:1.1% → H18:3.2%)

⇨ 工事の安全対策上の問題が生じている 〔関東地方整備局〕

(事故発生の事例)
道路工事において、交通誘導員が一時不在となったため、工事用ダンプトラックが**一般車両と衝突**
〔平成16年度 関東地方整備局〕

⇩

〔公共工事の品質確保対策が必要〕

極端な低入札によって、公共工事の品質等に影響が及ぶことは避けなければならない

〔極端な低入札の増加〕

	H16	H17	H18上半期
件数	471件	905件	429件
割合	4.0%	8.1%	9.2%
(極端な低入札の割合)	(0.07%)	(0.55%)	(0.85%)

追加資料「緊急公共工事品質確保対策について」の参考資料２

総合評価方式の拡充

「総合評価方式」：価格と品質が総合的に優れた者を落札者とする方式

$$\frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \text{評価値} \Rightarrow \text{評価値が最高の者が落札者}$$

〔現行〕

技術評価点 ＝ 標準点100点 ＋ 技術提案加算点 10～50点

品質確保の体制までは未確認

〔今後〕

技術評価点 ＝ 標準点100点 ＋ 技術提案加算点 10～70点 ＋ 施工体制評価点 30点

入札者の技術力を活かした提案への配点を引き上げ

品質確保の体制を審査要素として加味

「品質確保ができないおそれがある場合」の具体化

会計法の制度 （第29条の6第1項ただし書）

・工事ごとにあらかじめ定めた基準価格※を下回った場合は、「契約内容の履行がされないおそれ」の有無を調査

※ 予定価格の2／3～85%の範囲内で定める

・「履行がされないおそれ」のある者とは契約しない（次順位者と契約）

現行の運用状況

・「履行がされないおそれ」のある場合とは何か具体化されていない。

このため、年間1,000件弱の調査を行っても、低入札者の排除には至らず、ほとんどの調査対象者（入札者）と契約している。

新たな取組み

現行制度を的確に運用するため、「契約内容の履行がされないおそれ」のある場合を次のとおり具体化

品質確保がされないおそれがある極端な低価格で資材・機械・労働の調達を見込んでいる場合

⇒品質が確保された取引実績を過去の契約書類等で確認

品質管理体制、安全管理体制が確保されないおそれがある場合

⇒ 交通誘導員の確保や品質確保に関する各種試験等に要する費用・体制が見込まれているか確認

追加資料「緊急公共工事品質確保対策について」の参考資料３

工事成績評定と落札率の関係

・工事成績評定は、工事の品質を表す一つの指標として、工事完成後に発注者が評価採点。
・落札率が低くなるほど工事成績評定が低くなり、平均点以上の工事が減少する傾向。

※品質に係る試験等の結果が規格値・試験基準を満足せず品質が劣る工事は、全て平均点未満の工事において発生している。

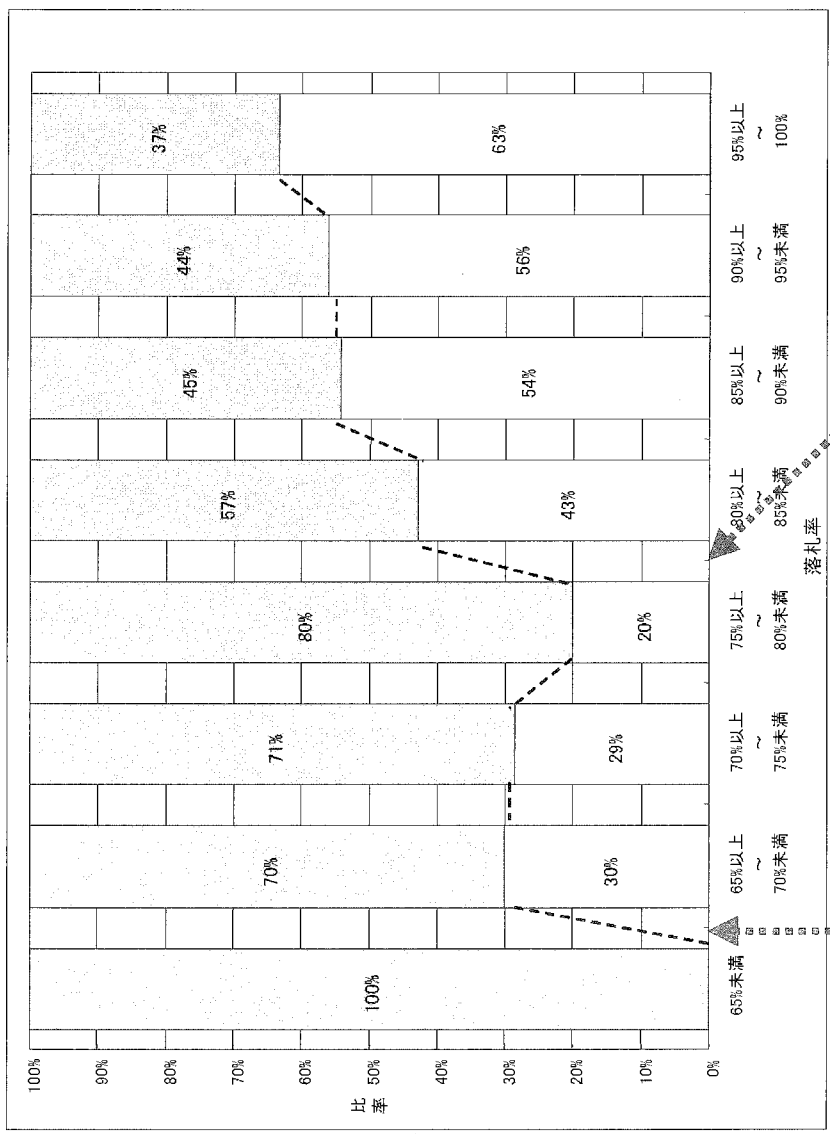

平均点未満の工事
平均点以上の工事

※工事成績評定点の平均点：74点
（平成15年度竣工の土木工事(全国)）

※対象データ（工事規模1億円以上）
平成15・16年度竣工工事から
310件の工事を抽出

概ね80%未満では、平均点以上の工事が大幅に減る。

・工事費を構成する直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費について、それぞれ発注者の積算額の75%, 70%, 60%, 30%とすると、概ね65%に相当。
・概ね65%未満では、平均点以上の工事は無い。